

アパルトヘイトについて

国連アパルトヘイト特別委員会代表団の訪日

南アフリカにおけるアパルトヘイトおよび
アフリカ人女性の法的無能力

南アフリカのアフリカ人労働者

南アフリカ鉱山におけるアフリカ人労働者



国際連合広報センター

も く じ

	頁
国連アパルトヘイト特別委員会代表団の訪日.....	1
南アフリカにおけるアパルトヘイトおよび アフリカ人女性の法的無能力.....	15
南アフリカのアフリカ人労働者.....	55
南アフリカ鉱山におけるアフリカ人労働者.....	7

原文：1) Mission of Delegation of the Special Committee on Apartheid to Japan, Notes and Documents No. 30/ 74, October 1974, Unit on Apartheid, 12 p.

2) Apartheid and the Disabilities of African Women in South Africa, Notes and Documents: Special, December 1973, Unit on Apartheid, 27p.

3) African Labour in South Africa, Notes and Documents No.25/ 74, August 1974, Unit on Apartheid, 14p.

4) African Labour in the Mines of South Africa, Notes and Documents No. 20/ 73, November 1973, Unit on Apartheid, 11p.

国連アパルトヘイト特別委員会代表団の訪日

国連アパルトヘイト特別委員会代表団の訪日

1. エドウィン・オゲベ・オグブ委員長の講演	2
2. 特別委員会代表団の声明	9
3. 記者会見における委員長の所見	11

注： 国連アパルトヘイト特別委員会の エドウィン・オゲベ・オグブ（ナイジェリア）委員長，ニカシオ・バルデラマ（フィリピン）特別報告官からなる同委員会代表団は，国際的なアパルトヘイト反対統一行動に関して，日本政府および各種団体と協議するため1974年9月8日から11日にかけて日本を訪問した。その滞在中，代表団は外務大臣をはじめ，通産政務次官との協議をもった。また，日本国際連合協会，日本アフリカ協会，経団連アフリカ協力委員会，日本アパルトヘイト反対委員会，その他の団体とも会った。

ここにのせられているのは，特別委員会委員長の講演，特別委員会代表団の声明，日本記者クラブでの記者会見における委員長の所見である。

1974年 9 月 10 日

日本国際連合協会、日本アフリカ協会、ならびに経団連アフリカ協力委員会の代表に対するアパルトヘイト特別委員会委員長、エドウィン・オゲベ・オグブ（ナイジェリア）氏の講演。

ご承知のように、私は国連アパルトヘイト特別委員会委員長として当地を訪れています。同委員会の報告官のニカシオ・バルデラマ氏および国連事務局のアフリカ問題課およびアパルトヘイト部の長エヌガ・レディ氏が同行しており、来訪の目的は南アフリカにおけるアパルトヘイトに対する統一行動を増進させる方策について、日本政府ならびに日本の各種団体と協議することです。

われわれは国連特別委員会において、日本政府および日本国民が、アパルトヘイトおよび人種差別に反対していることを承知しています。そして、われわれは「人種主義・人種差別と闘う行動の10年」に行なわれる反アパルトヘイト闘争に、日本政府および国民がより大きな貢献を行なってくれるものと期待しています。

日本国民が過去長年にわたって人種差別に反対してきたことを、われわれはよく承知しています。

19世紀に日本が鎖国から抜け出したとき、世界の一部地域では依然として人々が差別と屈辱に直面させられていたことをわれわれは思い起すことができよう。

50年以上も前に日本は、国際連盟規約に人種的平等の原則を盛り込むために、他国に先きがけて努力したことがありました。

その努力は当時は成功しませんでした、この原則は1945年になって、国連憲章のなかに重要な地歩を占めるようになりました。したがって、皆さんは、人種差別反対の国際的運動では先駆者の一人であったわけです。

われわれは皆さんの貢献を期待する

われわれが当地を訪問した目的は、日本政府ならびに国民が特別委員会に協

力し、アパルトヘイト反対の国際行動に貢献してくださったことに対して、われわれの感謝を表明するためです。われわれは、また、今後の行動について協議し、なお一層の協力をえたいと考えております。このわれわれのアピールが顧みられないことはないものと確信しております。

日本政府および国民は、人種差別に反対する国連の努力に対して、きわめて重要な貢献をなしようと、われわれは考えています。このこともお伝えしておきたいと思います。

皆さんは、アジア・アフリカ地域に属しています。そしてこの地域こそ、最近幾世紀にわたって、植民地主義と人種差別の犠牲となってきた地域です。1世紀前皆さんは、西欧諸国が数世紀をかけて築きあげたものを、短期間のうちに達成するために出発し、多くの西欧諸国にもまさる奇蹟的な進歩を成し遂げました。しかもそれは自分自身の歴史的伝統の上に築いたものでした。

皆さんの経験、皆さんの業績は、植民地主義者、人種差別主義者の抑圧の下に苦しむ多くの国民に対する模範であり、激励でもあります。

南アフリカの黒人のエネルギーが解放されるとき、すなわち、黒人がその束縛から解放されて、黒人国家の建設に従事するとき、そのときこそ黒人もまた奇蹟を成し遂げることができるものと信じています。経済的あるいは社会的発展のためには、鞭を持った白人の監督など必要ではないのです。

日本は国際的な責任を自覚している国であり、国際協力、平和、および国連の強化に貢献することを誓っています。日本は国際貿易に直接の関心をもった国であります。日本はまた、自からの安全と繁栄が世界のすべての地域の平和に依存していることを理解しています。

したがって、アフリカ南部における人種差別を根絶するための国際的な統一行動を促進しようとするわれわれの努力に対して、日本政府および日本国民の援助と協力を期待できるし、また、この点についてのわれわれの問題点を自由にまた卒直に話し合うことができるものと信じています。

われわれは昨日、外務大臣と実り多い会談を行ないましたが、明日は通産政務次官と会見することになっています。

われわれはアフリカおよび国際連合に長い間関心を持ってこられた方々、および産業、通産関係の指導者の方々とお会いできるこの機会を心から喜んでい

ます。

皆さんのなかには、アフリカの研究ならびに日本国民とアフリカの人民との間の理解を促進することに身を捧げておられる方々のいることを、われわれは承知しています。皆さんのなかにはおそらく、主として通商を通して、あるいはまた国連支持を通して、アフリカに関心を抱くようになった方々がおられることでしょう。しかし、皆さんのアフリカに対する関心がどのようなものであるにせよ、南アフリカのアパルトヘイトの問題、すなわち、単に皮膚の色が違うというだけの理由で、その国の何百万もの人々を抑圧し、屈辱を与えていることこそアフリカの第一の関心事の一つであり、世界各国、各国民が共通に抱く関心事であることを皆さんはもちろんど承知のことでしょう。

誰も中立ではありえない

この問題については、何人も中立であることはできません。南アフリカの被抑圧人民の主張こそアフリカの主張にほかならないと、アフリカは宣言しています。南アフリカの人種差別主義者の味方であり、同時にアフリカの味方であると主張することは誰であろうと不可能なことです。アパルトヘイトの撤廃こそ、国連機構全体の重要な関心事であると国連は宣言しています。

この問題に関しては、誰も中立であり得ないし、それは日本の偉大な伝統に対して忠実なことにもなりえないことを、当地日本での講演に際して、あえて申しあげたいと思います。

解放は不可避である

1945年に国際連合が成立した当時、アパルトヘイト特別委員会のメンバーの多くは独立達成の途上にありました。私自身の国が独立したのは、それから幾年も後のことでした。

しかし、解放の過程、非植民地化の過程は前進を続けています。今日われわれは、ギニア・ビサウの人民が長期にわたる英雄的な闘争ののちに勝利を獲得しえたことを祝福しています。彼らの闘争こそ、モザンビークおよびアンゴラ

人民の闘争とともに、偉大な歴史的な重要性をもつものです。それはポルトガル国民の解放をも助けることになりました。皆さんはわれわれとともに、ギニア・ビサウの政府ならびに国民を歓迎し、故アミルカル・カブラルおよび自由のための闘争の他の犠牲者の霊に敬意を表明してくださることと信じています。

モザビークおよびアンゴラの人民もやがては国際社会に参加し、国際的な発展と協力のために正当な貢献をなすものと思っております。

南アフリカ、ナミビア、および南ローデシアの解放は近いと確信しています。解放の前進は、たとえその間にいかなる困難が横たわっていようと、それは不可避免的なものです。

残念ながら南アフリカ政府は、新植民地主義と人種差別の防壁として、この地域で必要な役割りを演じており、ポルトガルの教訓に学ぶことを拒否し、世界と歴史の流れに逆らおうとしています。正義の原則に従って平和的解決を求めるかわりに、兵器工場を建設し、国境へ軍隊を輸送しています。このような方法によってしても解放を阻止することは不可能です。それは危険な紛争を引き起こし、結局は少数民族の白人自身が被害をこうむる結果となるにすぎません。

南アフリカのみならず、アフリカ南部地域における問題解決のために、国際的行動を押し進める一方、われわれは事実、南アフリカの全人民の利益のために行動しているのです。単にその国における圧倒的多数を構成する黒人のみならず、この国で平等に生活しようとしている白人の利益のためにも行動しているわけです。

南アフリカの問題

南アフリカではわれわれは、少数民族によって何百万人の人権が絶えず侵害されているという事実と直面しています。われわれはまた、南アフリカ地域およびその国境外でも、平和に対する予想もつかぬ影響をもつ危険な紛争と直面させられています。

しかし、なかんづくわれわれははるかに広範な問題、すなわち、人類の広大な

分野の間で純粋な協力が得られるという期待に直面していることを強調したい。世界の人民の大多数が苦しんでいる人種差別の遺産を克服できないかぎり、人類の未来は実に荒涼としています。しかも近世においては、アフリカの人民こそ、その最悪の被害者になっているのです。

そして、われわれが平和、国際協力、人類の未来を信ずるならば、われわれはアパルトヘイトおよびあらゆる形の人種差別をこの地球上から根絶するための闘争に貢献しなければなりません。この目的を達成するために、もし必要ならば、われわれはあえて犠牲をも覚悟しなければなりません。犠牲といっても、そのなかには単に象徴的なもの、あるいはアパルトヘイトの持続期間中の一時的なものかもしれません。実際は他にとるべき手段があるならば、ある場合にはその方が有効かもしれません。

国連総会は、南アフリカ当局がアパルトヘイトを実施し、同国の黒人を抑圧し続ける限り、同国をボイコットするようすべての国々に訴えてきました。この問題を解決するためには、経済的圧力がもっとも効果的な平和的手段であると考えます。発展途上国を含む多くの国々が、その原則に基づいて、南アフリカをボイコットすることによって犠牲を払ってきました。しかし、南アフリカの主要貿易国は、われわれの訴えに注意を払おうとはしませんでした。そのため南アフリカ政府は、国連と世界世論とを無視し続けることができます。したがって、特別委員会はこれらの国々に使節団を送り、彼らと事態について話し合い、国際的な統一行動に参加するよう説得することにした次第です。

日本がアパルトヘイト反対のために多少の犠牲を払いながら、幾つかの措置をとってきたことを、われわれは知っています。たとえば、日本は武器の禁輸を行ない、南アフリカでの投資を禁止しました。国連の決議を実施するために日本がより以上の措置をとり、南アフリカおよび全アフリカの人民との結束を示すよう訴えたいと思います。われわれが日本に対して訴えたいことは、南アフリカの人種差別に対して、たとえどんな犠牲を払おうとも、いかなる方法であろうと、連携をとることを拒否することにより、南アフリカの全主要貿易国に対して模範を示し、これによって問題の平和的解決に貢献することです。

人種差別は政治ではない

座長のお許しを願って、南アフリカにおけるアパルトヘイトに関連して時々提起される二つの議論に言及したいと思います。

一つの議論は、通商は政治とは区別すべきであって、たとえアパルトヘイトが、世界に挑戦して南アフリカの政権によって実施され、また、南アフリカの黒人や国連が、南アフリカに対する経済制裁を要求したにしても、南アフリカとの通商は継続すべきであるというものです。

皆さんにおたずねしたい。正しい精神を持った人なら誰でも、アパルトヘイトを「政治」と呼ぶことができるだろうか。

人民の大多数に対する平等を否定すること、投票権を与えず、雇用、教育、保健などについて、人民を悲惨な状態におくこと、および人民に自国内で屈辱を与えること、これらは決して「政治」ではありません。

アパルトヘイトは「政治」ではなくして、禁止し、処罰すべき犯罪なのです。アパルトヘイトを行っている人々とは自由な交流などあり得ないのです。それは国連によって人類に対する犯罪として非難されています。

われわれは平和を求める

第二に、われわれは平和的な解決を求めており、また、暴力は危険であるが故に、人民の自由のための闘争の合法性とあらゆる手段による闘争を行う権利とを認めるのは賢明ではないという議論です。

皆さんにはっきりと申し上げたいことは、アフリカの人民は平和を欲しており、南アフリカの人民も平和を欲しているし、特別委員会の加盟国もまた平和を欲しているということです。

南アフリカの人民は、何十年もの間大きな犠牲を払い、平和的手段による闘争を続けてきました。事実、アジアの人民がガンジーの指導下に、初めて非暴力闘争を実施したのは、南アフリカにおいてでありました。それは1952年にアフリカ人とその協力者たちによる無抵抗の抵抗運動でした。そしてその事態が

やがて国連で討議されるようになったのです。

彼らは自分たちの権利を確保するために、あらゆる非暴力的手段を試みましたが、当局側は抑圧的な立法と暴力によって、あらゆる平和的手段を閉ざすという行動に出てきました。アフリカ人の団体や指導者は追放されました。アフリカ人は効果的にデモを行うことを禁止され、彼らはストライキも禁止されています。非暴力的抵抗に協力したものはすべて禁固5か年に処せられ、笞刑を科せられました。政治犯の家族たちに人道的な援助を与えた教会関係者でさえ、迫害を受けました。

何十年にもおよぶ請願と平和的抵抗、そしてシャープビルの虐殺ののちになって初めて、アフリカの指導者たちは、当局があらゆる平和的な抵抗を暴力的な抑圧によって立ち向ってくる場合には、自分たちを全く非暴力的手段にのみ限定することは不可能であるという決定を行うにいたりました。彼らが残忍な抑圧者に駆り立てられ、国際的行動の無効力に直面した場合、止むなくこのような決定に立ち至ったとしても、誰れが彼らを非難することができるでしょう。

しかし、彼らは決してテロリズムや無差別な暴力に訴えたことはないことを申し上げておきたい。もしもアフリカ人がそのような手段に訴えるならば、南アフリカのあらゆる白人を危険に陥し入れるような醜い人種紛争が突発するでしょう。耐え難い挑発を受けているにもかかわらず、いままでそのような紛争を回避してきたのはアフリカ人の側なのでした。

もしわれわれが平和を信ずるのなら、南アフリカ政府に投獄されたすべての人々を釈放させ、特赦を宣言させるためにわれわれのあらゆる影響力を用いて、彼らの闘争を援助し、言論と集会の権利を許可させ、南アフリカの全人民の純粋な代表者の間での話し合いによって解決を求めることこそ、われわれの義務なのです。

真実を知らせよう

日本国民はその歴史の過程のなかで、解放運動の多くの指導者たちを援助し、かつ彼らに避難場所を提供してきました。日本国民がアフリカにおける解放運動を支持するのは、その最善の伝統に全く合致するものです。

もし日本国民が南アフリカ情勢に関する事実を知るならば、われわれと一緒に必要の犠牲を払ってくれるものと確信しています。したがって私は、皆さんのすべてに対し、皆さんを通じて新聞へ、教育関係者へ、またすべての諸団体へ、われわれと一緒に真実を知らせようと訴えて私の講演を終わりたいと思います。

かくすることによって皆さんは、南アフリカ、アフリカ、世界の人民と日本の国民との友情のきずなを強めるために大きな貢献をなすことになるでしょう。

1974年 9 月 11 日

特別委員会代表団の声明

国連アパルトヘイト特別委員会の代表団は、いまや日本訪問の任務を完了した。

この使節団の派遣は、国連総会の認可によって、今日、従来にも増して緊急の問題となったアパルトヘイト反対の国際的統一行動に関し、日本国政府ならびに日本の諸団体と協議するために行なわれたものであった。

今回の東京訪問は残念ながら短期間であったが、その間にわれわれは、外務大臣 木村俊夫閣下、および通商産業政務次官 森下元晴閣下と友好的かつ実りある会談を行う機会を得た。

われわれはまた、日本国際連合協会、日本アフリカ協会、経団連アフリカ協力委員会、日本アパルトヘイト反対委員会、およびその他多数の南アフリカのアパルトヘイト問題に関係する団体などの代表者や個人と会う機会をもつことができた。

われわれはまず最初に、代表団の訪問のために行なって下さった日本政府の諸準備に対して心からの感謝を表明したいと思う。また、各種の団体や個人の

方々が援助と協力をして下さったことに対しても感謝したいと思う。

われわれは日本が特別委員会に対する協力を今後も継続し、発展させて下さるとともに、南アフリカのアパルトヘイト撤廃の闘争に貢献して下さることを期待できるものと確信している。

南アフリカ政府がアパルトヘイトという非人道的な政策を実施し続け、南アフリカ国民の大多数を抑圧し続ける限り、国連は政治、軍事、経済、文化、その他の分野において、南アフリカをボイコットすることを要求している。そのようなボイコットこそは国際社会がアパルトヘイトを撤廃し、アフリカ南部における重大な対立の危険を回避するもっとも効果的かつ唯一の平和的な行動である。

しかし、国連の努力は従来必ずしも効果を収めてはいなかった。その主な理由は、南アフリカの主要貿易国が南アフリカとの経済関係を断ち切る意思をもっていないからである。

これこそ、アパルトヘイト特別委員会が対南アフリカ貿易国に使節団を派遣し、国際的統一行動についてそれらの国々と自由かつ卒直な意見の交換を行なった理由である。

日本がすでにアパルトヘイト反対のために、いくつかの措置をとったことに感謝している。たとえば、日本は南アフリカに対して武器の禁輸を実施し、南アフリカに対する直接投資を禁じている。日本は南アフリカと外交関係の樹立を控え、南アフリカとの貿易に特惠を認めていない。また、アパルトヘイトの犠牲者援助のための国連基金に拠出している。しかし、日本と南アフリカ間の貿易量は増加し続けている。

われわれは今回の訪問中に、日本が実施している諸措置に対し感謝の意を表明すると同時に、将来の行動について協議する機会を得ることができた。われわれが提起した問題が十分に検討されることを確約された。

南アフリカ人民が自由を求めて行なう合法的な闘争に関する南アフリカの事態および国連の懸念についての情報がもっと十分に普及するならば、日本政府および国民の、より一層の協力を期待できるものと確信している。われわれは、人種差別に対して日本が長期間変ることなく反対し続けてきたことを感謝の念をもって想起している。

われわれはこの機会にアパルトヘイトの害悪に関する情報を日本国民に提供することに協力して下さるよう、情報メディア関係の方々に訴えたいと思う。

1974年 9月11日

日本記者クラブでの記者会見における委員長の所見

この重大な時期—とくにポルトガルで歓迎すべき政変の起ったこの時期に、私は日本政府および国民に熱心に訴えたいと思うことが1つあります。それはアフリカの幾百万の人民が皮膚の色の故に苦しんできたアパルトヘイトの罪悪を根絶させたいということです。

南アフリカとの貿易が、日本の全貿易量に占める比率は小さなもので、わずかに1.7パーセントにすぎないということをわれわれはよく承知しております。

しかし、南アフリカにとっては日本との貿易はきわめて重要なものです。それは南アフリカの対外貿易の10パーセントを占めています。砂糖、羊毛、とうもろこし、鉄鉱、石炭、およびクロムなど、日本は南アフリカの主要産物の大きな市場となっているのです。

われわれは、日本が黒人搾取につながる対南アフリカ投資をやめてきたことを心から感謝する者です。南アフリカでの黒人は、労働組合の権利をも与えられず、悲惨な状態のもとで政府によって強制的に労働させられているのです。

南アフリカとの貿易を削減すれば、多少の犠牲を払うことになることをわれわれは承知しています。しかし、多くの発展途上国はすでにアパルトヘイトに反対するために犠牲を払ってきているのです。われわれが日本に対して訴えたいのは、アジア・アフリカ家族の一員として、まず第一に少なくとも南アフリカとの貿易を削減してもらいたいということです。

日本を苦しめるためではない

日本以外の諸国、とくに西欧の数か国が南アフリカと貿易を続けているのに、なぜ日本だけが苦しまなければならないのか、日本は専ら貿易に依存する国ではないか、と質問する人がいます。

われわれは決して日本を苦しませようとしているわけではありません。南アフリカの主要貿易国となっている他の国々へも、われわれは使節団を派遣しております。われわれは彼らの態度が南アフリカの黒人に対する抑圧を強化するものとして非難し続けてきました。

日本がアパルトヘイト反対のために、幾つかの重要な措置をとってきたことも知っており、われわれはこれらの措置に深く感謝しております。しかし、われわれは日本に対してはより以上のものを期待しています。日本はアジア・アフリカ家族の一員であり、アジア・アフリカが人種差別の被害者となってきたからです。私が今一つ指摘したいことは、日本の対南アフリカ貿易の上昇率が、他の諸国に比べて高いということです。日本の対南アフリカ貿易は、南アフリカの統計によれば、1962～1972年間に365パーセント増大しています。

われわれは日本国民を尊敬する

南アフリカ政府は、われわれの間に意見の相違をつくり、混乱をまき起こそうとしてきました。南アフリカは自国の目的にかなう場合には、日本の企業に多少の特権を与え、日本人を「名誉白人」としての待遇を与えることを口にしてきました。これこそ彼らのいまわしい、邪悪な行為を示すものです。日本の方々は誰ひとりとして、このような畧にかからないようにしていただきたい。日本がこのような偽の待遇を求めたことは決してなかったことを私は承知しています。私は日本およびその国民に対して深い尊敬の念を抱いています。日本人は決して「名誉白人」すなわち名誉人種主義者になろうなどとは望んでもいないことを固く信じています。われわれが皆さんを尊敬するのは、皆さんが日本人だからです。

私は皆さんに対して私の考えを卒直に申し上げてきました。多少ぶしつけなところがあったかも知れませんが、私の本当の心を申し上げました。それは、皆さんはわれわれの友人であるばかりでなく、われわれとともにアパルトヘイトと人種差別に反対しているからです。このことを皆さんによく理解していただきたいと思います。

南アフリカにおけるアパルトヘイトおよび アフリカ人女性の法的無能力

南アフリカにおけるアパルトヘイト 及び アフリカ人女性の法的無能力

I はじめに	18
II リザーブにおけるアフリカ人女性	20
III 都市地域におけるアフリカ人女性	33
IV おわりに	46

[注：こゝにはアフリカ人女性の生活に及ぼすアパルトヘイトの影響に関する
エリザベス・S・ランディス夫人の研究論文が掲載されている。女史は次のよ
うに記している。]

「アフリカ人女性が法的に無能力状態にあるのは南アの歴史の母体
に由来しているのであるが、無能力化が今日まで永続し、さらに状態
がひどくなっているのはアパルトヘイト体制のせいである。アパルト
ヘイト政策は、“分離発展”の名のもとに、白人に対する黒人の永久
隷属を確保することを意図したものである。したがって、アフリカ人
女性が従属的な地位におかれ、女性の無能力化を終息させようとする
行動に水を差し、差別待遇を避けられないものにし、さらにその差別
待遇を維持させているのもまたアパルトヘイト政策のせいなのである。」

また、ランディス女史は南アフリカ共和国における抑圧法に関する研究の著
者でもある。その論文は1970年にアパルトヘイト部から発行されている。

I. は じ め に

意はつくせないが、手短かに要約すれば、アパルトヘイトの理論は文化も異なり、対立している「民族」「国民」など10の種族が南アフリカ地域内に住んでいると断定している。母国語が異なっている白人はすべて、ひとつにまとまって「白人国家」を作っている。ところが、アフリカ人はコトバや方言が異なれば、その数だけの国々に分かれる。る。¹⁾

各国民の主要目標は一黒人異教徒ばかりの中でアフリカーナ人が特有のはだ色と文化を守るため永年にわたり苦勞してきたことから推して一民族としての同一性、価値基準、生活様式を守り、発展させることにあったと思われる。各民族を地理的に隔離し、各民族の伝統的文化を復活させることが、上記の目標を達成させる必須条件と思われる。²⁾

南アフリカ共和国は、国内の諸民族を地理的に隔離し、伝統的文化を復活させるため、各民族にそれぞれ「ホームランド」（故郷）を割り当てた。このホームランドでは血統の同じ民族だけが市民権を持ち、それ以外の者はみんな市民権のない異国人なのである。アフリカの各民族は、その能力、価値基準、生活様式にしたがって、独自のペースでそれぞれのホームランドを開発することができるような政策である。³⁾

南アフリカの人口の70%を占める黒人に割り当てられた9か所のホームランドは、数百か所の隔離地帯を寄せ集めたもので、南アフリカ共和国全土の13%にもみえない広さしかない。その土地は、流水などに侵食され、耕作し過ぎてやせた荒地で、しかも最大限に開墾しても、その土地に住むよう指定された人口を十分にはまかなえないであろう。そこには、都市の中心となる諸施設も、産業やその下請け工業さえも、またこれから開発できるような重要鉱物資源も海港もないのである。⁴⁾

残りの87%の南アフリカの地域には、都市あり、産業あり、鉱山あり、道路網も港も整備されていて、南アフリカ共和国の人口のわずかに20%以下の白人のホームランドとなっている。（だが、ホームランドを持っていないカラードやアジア人専用の「集団地域」⁵⁾ がここにはある。）家族を養うために、思いあまって

職を求めてリザーブ（保留指定地）からやって来たアフリカ人男性は、取り急ぎ許可を得て白人のホームランドに入ることを許され、白人労働者が見向きもしないような（低賃金の）仕事を引き受ける。彼等は「臨時労働者」とみなされ、いらなくなれば首にされる。⁶⁾

婦人に及ぼす影響

都市におけるアフリカ人女性の無能力化は、本来女性が地理的隔離を崩壊させ得るカギと目されている事実に起因している。家庭を管理する婦人の役割りを認める官吏も、婦人が都市に入り込んで来ることが、都市の黒人住民を定着させることになるのを恐れている。都市に住む黒人は、それからさらに、白人のホームランドにおける永住権やその他の権利を要求するようになると官吏は考える。これは白人のホームランドでは黒人は何等の権利も与えられていないという前提に立っての推論である⁷⁾。したがって、アパルトヘイト政策が廃止されるまでは、都市におけるアフリカ人女性の身分には基本的な変化はあり得ないのである。

ホームランド（「保留指定地」）でアフリカ人女性に著しい影響を与えている無能力化政策はアパルトヘイト理論のもう一つの段階、すなわち伝統あるアフリカ文化を復興しようという企図からきている。

実際に伝統あるアフリカ文化の諸相（たとえば、ほとんど無限に広がった牧草地を必要とする家畜文化）は復興させることもできないし、またアパルトヘイトの根本原理とも矛盾するものである。それに、白人優位の南アフリカの農場、工場、鉱山などで必要な低賃金の黒人労働者をいつも供給しなければならないのにその障害ともなっている。さらに、初期アフリカ文化の他の局面—たとえば、精霊宗教—が復興することは信仰心の厚い「国粋主義的クリスチャン」たるアフリカーナには我慢できないであろう。したがって、南ア共和国政権は、白人がねらっている目的達成に都合のよい（立証できるところも多少はあり、一部分は正しいのだけれどやゝみせかけの）まことしやかなアフリカの伝統といったものを創り出し、固守すべき昔ながらの文化としてこのまがいものの伝統を黒人に押しつけてきたのである。

この偽造の伝統は、創作した白人の権威主義で家長的な姿勢を反映したものである。とくに、この偽せものの伝統が、近代的な考え方、教育、身分、欲求などについてとても守れそうにない制約をいろいろと婦人に加えている—その制約たるや、昔あったとしても、白人の立法者、行政官、裁判官が今なら無視するような諸権利や保障に関連してあったものである。

白人がでっちあげた文化をアフリカ人に押しつけることが、アパルトヘイトの根本となる前提として要求されているため、偽造文化に組み込まれている黒人女性に対する差別待遇はアパルトヘイト政策を廃止することによってのみ、なくすることができるのである。

II. リザーブにおけるアフリカ人女性

リザーブ（保留指定地）におけるアフリカ人女性は、実際、生活のあらゆる面で法的に無能力なのでそれに苦しんでいる—男性と同じように都市地域へ出かけて行って、せめてそのつらい状態から逃げ出すという最低のことさえできないのである。10年近くも、流入管理制度とパス法（都市地域における婦人と関連して後述）によって、黒人女性は都市への立ち入りを厳禁されてきた。

都市やリザーブに住むアフリカ人女性は、一般的には同じように無能力化されてはいても、リザーブの女性は、この章で論じたような制約をとくに受けている。すなわち、土地に関する権利もなく、その地域で就職の機会もなく、不公平な家庭関係法や相続法に泣き、生涯にわたり未成年者あつかいという不都合な目にあっているのである。

A. 土地に関する権利の否認

白人のホームランドにせよ、黒人が住んでいるホームランドにせよ市民権を持つ市民でなければ、アフリカ人は土地に関して所有権⁹⁾を主張することが全然できない。

そのホームランドの市民権を持った市民であっても、土地を所有することはアフリカ人にはできそうにもない。せいぜいのところ、免役地代の土地の保有権を持てればよい方である。政府の政策では、伝統文化の一局面として土地の公有制度を存続させ、あるいは復活させることに重点をおいている。南アフリカの人類学者の説によれば、このような土地公有制度のもとでは、土地の使用権だけがアフリカ人に認められる。しかも、この使用権は、公共的にせよ、個人的にせよ、他と比べた際の必要性に左右されて、よく拡張され、縮小され、または、消滅したりする。

どこのリザーブでもその標準人口を維持するに足る土地がないので、土地の割り当てが難しく、面倒な問題となっている。都市または白人の耕作地域からリザーブへ、アフリカ人が「再入植」しているので、面倒な問題はさらにこじれている。しかし、大抵の場合、女性への土地割り当て拒否で、窮境はかなり改善されている。

法律では、既婚者またはクラールヘッド（原住民村長）なら誰でも土地が割り当ててもらえる。「クラールヘッド」というのは未亡人や家族を養う義務を負わされた未婚女性までも含むものと規定されている。だが、土地の割り当ては行政措置であって、法廷で異議を申立てられる性質のものではない。¹⁰⁾ 土地の割り当てを求める女性の中では、子供を抱えた未亡人だけにチャンスが恵まれるようだ—そして、いつも既婚男子に割り当てられる土地の半分だけの割り当てを受けるのが普通である。たとえ、養育する私生児を抱えていても、独身の女性に対しては土地を割り当てないよう役所から圧力がかかる。¹¹⁾

男性に割り当てられた土地は男性が死んだ途端に共有地となるが、未亡人が再婚もせず、自作農地を見捨てたりしない限りは引き続き占有する権利が法律によって与えられている。¹²⁾ したがって、もし未亡人が家族を扶養して行く方法として、家を捨てなければならないような他の手段を講じたければ、選択をあやまると、夫の土地へ帰る権利を喪失しなければならない。

歴史的に偶然な出来事で、免役地代の土地の保有を公認された女性が少しはいる。既婚者の場合は土地を処分するに際して、夫の同意を必要とする点を別にすれば、女性の土地保有者はみんな、男性の土地保有者と同等の所有権を持っている。現在では、女性の土地保有者の娘も含め、買収にせよ、相続にせよ、

女性は誰も免役地代の土地を収得することはできない。免役地代の土地は遺言によっては遺贈できず、男性長子相続法により世襲される。この相続法は、恐らく、部族の伝統が一般化したものを成文化したものだろう。¹³⁾ 免役地代の土地を保有していた夫が死亡した場合は、未亡人は再婚したり、自作農地を見捨たりするまでは、その夫の土地を占有し利用できる。¹⁴⁾

B. 地方における就職の機会の欠如

20世紀末までにはアカリカの推定人口の約70%がホームランドの農業、鉱業、産業で自給できるようにリザーブを開発すべきだと要求したトムリンソン委員会報告が提出されてから20年近くも経ったのに、¹⁵⁾ ホームランドの状態はほとんど改善されていない。すなわち、農村地域のアフリカ人はますます農業以上に余計な仕事を求めざるを得なくなっているため、農業生産が減ってきている。農業以外に創り出された仕事の数は黒人人口の年間増にはついて行けそうにもない。なにがしかは稼ぎの足しになっていた家内手工芸品類は、安価できらきらした工場製品に対抗できず姿を消してしまった。¹⁶⁾

リザーブの女性達は手近かの都市で職探しをすることを禁じられているのに、さらにその上、指定地内にある数少ない仕事を求めるのにも不利な条件をつけられている。実際問題として、慣習上からか、雇用主の好みによるのか、または肉体的か、その他の仕事上の必要条件によるのか、いくつかの仕事は男性向きとして保留されている。¹⁷⁾

アフリカ人女性は男性に比べ活動範囲が狭いことが多い。また、そうたびたび家事をほうり出すわけにもいかないし、未亡人は、大抵の場合、自作農地を離れて職場の近くに住むなんてことはあえてせずに、むしろ通勤したがる。というのは、家を離れれば家族農地の耕作権を失うことになるからである。¹⁸⁾

白人居住地区とリザーブとの境にあるいわゆる「国境産業」¹⁹⁾の仕事があるところでは、アフリカ人女性は普通最低賃金の仕事にありつけるか、または男性と同じ仕事をして男性より低い賃金しかもらえない。²⁰⁾ 通勤費が高くなりすぎて就職しても引き合わない場合もある。²¹⁾ ともかく、国境産業の仕事は都市の中心部にある同種の仕事に比べ賃金もはるかに低い上に、勤務時間

も職場環境も条件が悪い。²²⁾

その結果、赤貧洗うが如しといった状態にもかかわらず、農村地域における²³⁾潜在アフリカ婦人労働者全体のわずか13%しか割りの合う仕事についていない。仕事をしている婦人といっても、リザーブに近い白人所有の農場（いつも夫や父親がその農場に雇われている）で農婦か召使いとして、あるいはリザーブに隣接する数少ない白人居住の町で日雇い女中か洗たく女などといったたぐいの仕事をしているようである。このような職種は黒人が従事できる最低賃金の仕事である。²⁴⁾

農村地域のアフリカ人女性がはめられている職業上の抑圧的な型から、どうにか抜け出すことができたのは、ほんの少数の看護婦と教師だけである。抜け出すことができた選ばれたわずかの女性でも、同じ仕事をしている都市の女性に比べれば、普通は、はるかに低そ賃金を支払われている。²⁵⁾

リザーブで「しあわせな」典型的な女性といえば多分次のような家庭の「主婦」ではないだろうか。夫は都市へ出稼ぎにいていて、もし狭いやせた家族農地でもあれば、ここで主婦が栽培した作物と、夫からのわずかばかりの仕送りとで子供たち（多分はかにも扶養家族が数人）を養育しているような家庭である。夫からの仕送りといっても、それは夫が「都妻」を持っていない場合か、または持っていても給金を浪費しない場合の話である。こんな家庭の主婦は婦人や子供や老衰した年寄り達——この老人達はいったん生産年令を過ぎると保証されて都市から帰って来る——ばかりの多い社会にとどまり、孤独の一生を過ごすのである。²⁶⁾

リザーブにおける生活状態がはなはだしくきびしいものとみられると困るので、国民党のスポークスマンであるG・F・パンフローネマン氏がいわゆる「バンツ族の行政管理と開発」について、議会で次のように述べたことを記しておかなければならない。

もしバンツ族がここ（すなわち白人居住地域）で何もすることがないのなら、あちら（リザーブ）へ行って滞在した方がよいであろう。かなりの年配の人たちをたくさん入植させるのであります。……ここには何もせずぶらぶらしているバンツ族の子供が大勢いるではありませんか。

……彼等はちっとも働こうとはしないのです。ホームランドへ帰ってぶちぶちしている方がよっぽどよいのではないだろうか。²⁷⁾

リザーブで余りしあわせでない典型的女性は、そこへ「再入植」させられた主婦である。入植当時その家族——「黒人居住地区」で狭い農地を持っている者か、または白人の農場で働く小作人か、無断借地人か²⁸⁾——が追い立てられて、もうすでに過密になっているリザーブへ入植を強制されたのである。そこでは、めったに例外はないけれど、放牧場にせよ、農場にせよ、彼等は適格者ではない。が、あばら屋でも建てられるようになるまでは、ひと部屋かふた部屋しかない小屋かテントのある狭い地所を借りることはできる。もし家長に運がむいていれば、臨時労務者として働くために「白人居住地域」へ帰る許可がもらえる。たとえ運が悪くとも、同じ仕事でも、都市に比べはるかに低い賃金で、入植センターに関連した仕事にはありつけるであろう。ところが一方、妻や娘たちは夫の賃金の何分の一かで「余分な仕事」にありつける。²⁹⁾ 再入植センターは、リザーブより入植して来た先輩たちが今まで避けていたような不毛の地が多い。そのような地域では、女性はほとんど日暮しの行き当たりばったりの生活のために、ほとんど一日がかりで、薪を集めたり、一番近くの川か試錐孔かで水を汲んで運んだりする。³⁰⁾

リザーブで仕事につく機会がなく、そのために貧乏になり、とどのつまりは、必然的に病気になって死んで行くのである。トウモロコシ紅斑、壊血病、ペラグラ病、脚気などが流行し、また餓死者もたびたび出る。栄養失調からくる結核その他の病気がはびこっている。南アフリカ共和国政府は、アフリカ人の死亡率や病率——南アフリカ人全体については統計してある——は出していないといっている。が、進歩党の発表では、アフリカ人の子供は5才になるまでに2人に1人が死亡しているリザーブもある。特別調査によると、幼児の死亡率が高くて1000人のうち25人までも死んでいるリザーブもあることが分った。

1960年になると、アフリカ人の平均余命は44～46才と推定されている。ところが一方、白人の平均余命は65才から72才までとなっていた。³¹⁾ そこで、極度の貧乏にあえぐリザーブでは、お産の後も生き延びている黒人女性は早く未亡人になり、子供の死を見とどけるか、それとも、子供がしばしば、栄養不良

がひどくなって発育不全に陥るか、または知恵遅れの子供になるといった不幸な目にあう。

C. アパルトヘイトにより強化された部族習慣

南アフリカ共和国のアパルトヘイト体制には、全国を通じて实际的に経済上の差別待遇を徹廃したにもかかわらず、共和国内の各「民族」の地理的隔離と文化の分離発展の両者が必要なのである。アフリカ土着の9つの「民族」について、その文化的な分離発展を確実にするために、白人政権はアフリカの伝統の基本的要素と白人の偏見とで、均質で、古代まがいの土着の文化を創り出した。そして、この、いわゆる文化なるものをアフリカ人に押しつけてきたのである。

バンツール族行政・開発相が以前に議会で述べたように、この政策の目的のひとつは「女性を主婦として、母親として、または指導者……この指導者の地位は昔の社会では女性が占めていたのであるが……として当然の地位に復活させることにあった。」³²⁾

アフリカ人女性をその社会で当然の地位に復活させるという名目で、このもっともらしい文化を利用して、女性に対するいろいろの制約を強化し、さらには農村社会における女性の役割りをゆがめるのである。以下に記した数多くの例で分かるように、アパルトヘイトは制約と共存していた権利や保障を無視している。他の面でも、個人（男性の長老）ではなく、クラール（原住民の村落）か、家が社会構成の基本単位になっていたからには、女性はもちろん男性も含めすべての個人に制約があったことをアパルトヘイト政策では見落している。

1. 家庭関係に及ぼす影響

結婚についてのアフリカ人女性の地位は不安定な場合が多く、いつもは男性が優位に見られている。そして、配偶者を選んだその時から2人が死ぬまで、女性の権利は制約をうけるのである。

既婚女性の地位と権利は、部族法がら引き出される複雑な規則と例外——白

人の判事や行政官が判断する——とで決められている。さらに、南アフリカ共和国の慣習法と成文法にも左右される。しかしながら、地位と権利は南アフリカ共和国内一様ではない。アフリカ人に適用されている他の多くの法律とはちがって、家庭関係や個人の身分について適用される法律はそれぞれの州で異なる。だから、たとえば、ある女性がやや拘束性の強いトランスバール法に従うようになるのか、または悪名の高いナタール法典³³⁾に従うようになるかは、出生の偶然性だけで決まる。ナタール法典というのは、白人政権により再度成文化され、解釈された部族法のもっとも後退した、反動的、抑圧的な特徴が織り込まれていたものである。

全国どこでも、アフリカ人は部落戒律による結婚（慣習的婚姻関係）または、南ア共和国の一般法律（慣習法）による結婚のどちらかを選ぶことができる。結婚の形式によりアフリカ人女性の結婚後の成り行きは変わってくるのである。慣習法による結婚は主として都市で行なわれるから、後段で検討する。

農村地域では主として部族の法律にしたがって結婚するアフリカ人が多い。この形の結婚は、現在では大抵は一生一夫一婦主義が多い。³⁴⁾ 慣習的婚姻関係はすべてが、もともと、一夫多妻主義なのである。したがって、南アフリカ共和国の裁判所ではこのような関係を正当の結婚とは認めず、相手の女性を内縁関係で処理するのが伝統になっている。³⁵⁾

しかし、アパルトヘイト政策は部族の伝統をますます重要視するようになってきたので、慣習的婚姻関係も好意をもって処理されるようになってきている。このような婚姻関係で生まれた子供は部族法により嫡出子と認められ、両親からの家督相続権が与えられることは間違いない。慣習的婚姻関係にある配偶者は、夫の死亡で生じた生活費の損害賠償の訴訟を起こし得るという規定を設けて、この件に関する昔の判例を無効にした訴訟例が最近あった。³⁶⁾ とはいっても、いまでも、部族法にしたがって結婚したアフリカ人は、夫にしても妻にしても、その配偶者に不利な証言を拒否する特権を主張することができない。だが、ローマン＝オランダ法によって結婚した男女すべてにこの特権が認められている。³⁷⁾

年令の如何を問わず、アフリカ人女性は、慣習的婚姻関係を結ぶには、親の承諾を得る必要がある。このような結婚は、夫から花嫁の父親へ家畜を贈るロ

ロボという風習がとり行なわれることで正式に認められたことになる。南アフリカの白人がロボロの習慣に初めて接した時、これは女を金銭で買う制度の根幹をなすもの——さらには、慣習的婚姻関係が正当な結婚という特質を備えていなかった証拠ではないかと考えた。実際、当時は、配偶者の不法行為から家族を守るという社会的に重要な役割りをロボロがはたしていた。しかし、社会的にも経済的にも状態が一変した現在、ロボロの性格もずいぶん変って、結婚した女性を保護するという最初の役目はどこへやら、むしろ、結婚生活の安定を妨げるような負担や原因となっている。³⁸⁾

夫が一方的に離婚したいと願えば、ロボロの権利（すなわち、不当な結婚解消に伴う家畜返却の権利）を失うだけで、簡単に離婚できる。だが、アフリカ人女性はいやな結婚を解消するのに、自分は持っていないので、父の家畜を返却しなければならないから、男性と同等の権利を持っていないわけである。不幸にして、嫁がロボロ家畜を返却するよう家族を説得できない場合は、家畜を返却しないかわりに、法廷で自分の主張を力説し法的に離婚を成立させるためには、ひどい虐待に耐え抜かなければならない。³⁹⁾

部族法により結婚したアフリカ人女性は、夫の監督下にある未成年者とみなされる。妻は衣類、毛布、なべ、宝石類、エンクツ家畜（妻の娘の夫か、または娘の誘惑者から妻に贈られた家畜）といった個人的財産以外は自分名義で財産を所有することができない。⁴⁰⁾ もちろん、妻は働いてお金をかせいだり、または贈物や何やかやで財産を取得できる。しかし、これも夫の財産になる。夫は自分で統轄しているクラール（村落）のために、または一夫多妻の場合は、女の「家」（つまるところは、その女の子供のために）のためにその財産を管理する。⁴¹⁾ 部族の習慣を復活させようとしているにもかかわらず、経済的事情の変化で⁴²⁾ 裁判所は次のような見解を持つに至った。すなわち、アフリカ人女性が父親からもらったウブルンガ家畜（この家畜は伝統的にその女性の実家の家畜群の中核になっていたが）がいまや公然と夫の財産になっている。だから、夫の死亡と同時に、ウブルンガ家畜は夫の相続人に重要な財産として受け継がれる。⁴³⁾

慣習的婚姻関係にある女性の所有能力は昔の社会に比べると今の方が低くなっているとある著名な人類学者は推測している。昔の社会では、男性がクラー

ルの村民のために財産を管理していて、「運営上の最後の決定権を持つてはいたけれども、財産は『男性の』財産であると同じように『2人の』財産でもあることを認めていた。44)」

白人行政官や裁判官が強制した「因習的」規則は、子供に関するすべての権利を女性から奪うものであり、昔ながらの慣習とは一致しないと、前記の人類学者はいつている。南アフリカ共和国の官吏が解釈したように、部族法によれば、父親は子供の「生来の後見人」であり、父親が権利を持つことが子供の不利益になると証明されないかぎり、子供に関する財産などの所有権及び子供を保護する資格が父親に与えられている。結婚を解消すれば子供は父親に「所属する」ことになる。ナタールでは、母親自身が一生涯被後見人の立場におかれているが故に——たとえば、離婚の原因が夫の行状にあっても——離婚したり、別居したり、または寡婦となった母親には、子供の保護は絶対にまかせられない。子供が幼い場合は、6才かそこらになるまでは一時的に母親のもとに託される。昔の法律では、子供に関する財産権はもちろん父親が持っていたけれども、身体占有（保護）に関する厳重な規律がなかったので、母親の親類のクラールで育てられるケースもしばしばあった、とサイモン教授は指摘している。45)

ナタール以外では、離婚したアフリカ人女性は成年に達したものとみなされる。46) ナタールでは、女性は年令の如何を問わずまた母親たる地位にもかかわりなく、一生涯未成年なのである。離婚後は、ナタールのアフリカ人女性は再び父親かまたは後見人の監督下におかれ、しかも父親のクラール内に住まなければならない。子供は夫に引き取られる。47)

またナタール以外では、アフリカ人寡婦は夫の死亡と同時に成年に達したものとみなされ、以後は、自分名義で財産も所有でき、自分自身の仕事をすることもできる。部族法によって寡婦に割り当てられた役割り（ウクンゲナ＝レビラト）すなわち、夫の死亡後も夫の自作農場にとどまり、その兄弟と結婚し、夫の姓名をつぐ子供を産むという役割りを拒否できるのである。また家庭を離れることもできるが、そうすれば、扶養料の請求権も、農地を耕作しその収穫を楽しむ権利も失うことになる。48)

未亡人は夫の土地を耕作する権利を持っているが、財産の所有権は夫の相続

人に帰属し、未亡人が十分に扶養されているかぎりには、その土地の資産は一切相続人の管理にまかされる。未亡人は自分と子供を守るために、資産管理の不始末に対しては、他人の助けをうけずに訴訟を起こすことができる。だが、未亡人に管理がまかされている財産の中から、相続人の債権者たちの要求に応じ、借金を返済することを裁判所は許可する。⁴⁹⁾

ナタールでは、古代法を成文化した法典が適用されている。未亡人は夫のクラールの新しい村長の保護の下におかれる。この保護というのは、未亡人を守り、援護し、未亡人の面倒を見る男性を探したり、また今では容易に回避できる夫が残した負債の世話などをするのである。新しいクラール村長は、未亡人の耕作地を自分自身の家族用に必要としそうだし、また、リザーブから出稼ぎに行っているかも知らないので、未亡人の面倒をみたり、扶養したり、または男性としての交わりを持ったりできないであろう。古代部族法では、未亡人が夫の家族に関する法的義務を免がれるためには離婚と同じような手続きをとらなければならない。ナタール法典でも現在、未亡人は同じように困難な立場におかれているようである。⁵⁰⁾

家族関係法は、既婚女性または以前結婚したことのある女性はもちろんのこと未婚女性に対して差別待遇をしている。

部族法では、未婚女性の父親や保護者は娘や被保護者が誘惑された場合も、またその結果妊娠した場合も、その損害賠償を要求する訴訟を起こす権利が与えられている。母親は誘惑者からエンクツの牛を取得する権利が与えられている。しかし、私生児の父親の側には、その私生児を扶養する義務は全然ない。⁵¹⁾

私生児が女子の場合——したがって将来はロボロ家畜の原因になる——母親側の保護者と生来の父親との間で私生児の保護をめぐる論争に発展する恐れがある。一般に未婚の母は法廷で判決されるような権利は何も持っていないとされている。すなわち、子供が生まれる前にその子の父と結婚していた場合、または、子供が生まれた時、他の男と結婚していて、その男が家族の一員として受け入れてくれている場合にかぎり、未婚の母が子供を引き取ることができるのである。⁵²⁾

2. 家督相続法に及ぼす影響

一般の規則として、未亡人及び慣習的婚姻関係にある娘は財産を相続することはできない。財産は男性長子相続権によって受け継がれる。⁵³⁾

一夫一婦主義で結ばれたクラール村長が死亡した場合、その財産は長男に渡る。子供がなければ成文法で規定された一番血筋の近い男性相続人に渡る。一夫多妻の結婚では、「家」の財産はその家の最年長の男性相続人に渡る。そして、もしクラール村長の免役地代の土地があれば、その地所は「大御所」（すなわち、第1号）妻の長男に渡る。これも、また男性長子相続権にしたがったのである。⁵⁴⁾

家またはクラールの財産の所有権を受け継ぐ相続人は、故人が生前に責任を負っていた血縁関係のグループのためにその財産を利用する義務がある。また、未亡人が再婚または自作農地を見捨てたりしないかぎり、法の定めるところに従い、相続人は、未亡人が自分の家に付いている故人の土地を耕作し、その産物を利用することを許す義務がある。未亡人は権利を強く主張することができるになっているが、実際は非常に難しい。とくに、相続人が傍系の親族の場合とか強大な自由裁量の権限を持っている白人の行政官吏に思いやりがない場合などは難しい。⁵⁵⁾

クラール村長は、遺言で、自分の動産やまたは割り当てられていない財産を、いくらでも、またはひとつ残らず、妻、娘、若い息子を含めクラールの誰にでも残すことができる。しかし、リザーブ全体が貧乏な点を考えて、割り当てられていない財産を多く遺贈することはめったにない。遺言状を残すアフリカ人は極めて稀である。⁵⁶⁾

部族法により結婚したアフリカ人女性は、一般的にいて財産は所有できず、遺贈するものは何も持っていないけれども、ナタールにおいてさえも、遺言か、または、きちんと立証できる贈与権によって、自分の動産を処分できる。⁵⁷⁾ 未亡人が免役地代の土地を保有していても、これは遺言によって処分することはできず、法の規定に従い、男性長子相続権により、最年長の息子に受け継がれる。⁵⁸⁾

3. その他の無能力化

ナタールでは、ナタール法典により、アフリカ人女性はすべて、未婚の場合はその父親（あるいは、父親が死亡したときはクラール村長）の、結婚している場合は夫の、未亡人の場合は死んだ夫のクラール村長の監督下に、あるいは離婚している場合は、結婚しなかったら後見人に予定されていた人の監督下におかれていて、以上のいずれの場合でも一生涯にわたり未成年あつかいである。⁵⁹⁾ 女性が「ふしだらな生活をしたり」または、クラールを留守にして出かけ、「納得がいく」弁明ができないことを、バンツ－問題弁務官が調べて発見した場合は、どんな女性でもみんな同弁務官が出した「禁足令」によってクラール内に閉じ込められる。⁶⁰⁾

アフリカ人に「原住民法と慣習」を免除する権限がバンツ－行政法により大統領に賦与されている⁶¹⁾、が、普通の地位にあるアフリカ人には、このような免除はめったに行なわれない。独身女性はナタール法典の28条により、解放を求める申請を出すことができる。その申請には、いくらか成功の見込みがあるのは明らかである。だが、たとえ夫に見捨てられたり、自活を強いられたりしても、この条項は既婚女性には適用されない。この問題についてサイモン教授は次のように論じている。28条は、独身女性を大いに救済するのに適用されるのであるが、「強欲な後見人および保守的な財産管理法が、監督の重圧からのがれようと願っている女性の行く手を妨げる手ごわい障害になっている…」⁶²⁾

25年前に、アフリカ民族会議（A N C）のナタール州局が1946年～1948年の原住民法委員会に、ナタール法典の廃止を勧告するよう迫ったことを記しておかなければならない。⁶³⁾

残った他の3州では、独身の黒人女性は21才になると成人に達し⁶⁴⁾、慣習的婚姻関係にある女性配偶者を除く他のすべてのアフリカ人同様に、白人と同等の基本的な法的資格を持つことがバンツ－自治法で認められている。ただし、それも原住民法により諸権利が要求された場合、バンツ－自治法が資格問題に関しては優先する、という条件がついている。⁶⁵⁾

条文を正しく解釈すれば、未亡人も離婚した女性も、また夫と別居している妻もみんな同等の権利をもっていることが明らかようだが、裁判所は、妻が何年間も見捨てられている場合でも未成年者だという見解をとっている。⁶⁶⁾

一生涯未成年者なので、慣習法により結婚した女性は一般に自分名義で財産（わずかばかりの動産を除き）を所有することもできず、保護者の承諾がなければ法的に有効な契約を結ぶことも、訴訟を起こすことも、告訴されることもできない。⁶⁷⁾ 南アフリカ共和国の慣習法により損害賠償の請求があった場合——たとえば、暴行、中傷、他のほとんどの不法行為に対する損害賠償——結婚しているアフリカ人女性は白人未成年者と同等にとりあつかわれる。すなわち、訴訟を起こしたり、告訴されたりする権利を与えられているが、法廷では夫の助けを必要とする。⁶⁸⁾ 原住民法により、損害賠償が請求された場合は、訴訟当事者の資格をもたない。すなわち、その夫が後見人の資格で妻の代りに訴訟を起こし、または告訴されなければならない。⁶⁹⁾ 夫と別居している妻は、裁判所が彼女自身のために行動することを許可しなければ、裁判所が指定した特別後見人の助けなしには、訴訟を起こすこともまたは告訴することもできない。⁷⁰⁾

D. お わ り に

ナタール法典の支配を受けているアフリカ人女性にも、または部族法に従って結婚したアフリカ人女性にも与えられていない諸権利が、慣習法により結婚した女性にはもちろん、独身女性、未亡人や離婚した女性にも、悲惨な結果を招くことなしに、法的に与えられているのであるから、アフリカ人女性を保護するためにこれら諸権利が保留されているのではないことは明らかである。これを容認すれば、アフリカ人に押しつけられている分離文化の妥当性に異議をとるようになるだろう——そして、もっと重要なことは、南アフリカ共和国の政治体制の基本となっている信条としての分離文化の概念に疑問を持つことになることである。したがって、南アフリカ共和国政府は農村地域のアフリカ人女性の現状を根本的に改善することを是認することができないのである。その理由は、こういう改革は必ずアパルトヘイトを除々に弱体化させるからである。

Ⅲ．都市地域におけるアフリカ人女性

都市地域におけるアフリカ人女性もリザーブの婦人と同じように基本的には無能力である。しかし、差別の形態や効果は場所によって異なる。

農村のスラムに住むアフリカ人婦人は、都市地域で仕事のためにバラックに住む夫や父親から地理的に分離される。この種の離別は都市におけるアフリカ女性にとってはあまり重要ではない。というのは彼女たちが非部族環境の中で生きてゆけるように順応するからである。しかし、たとえ都市地域において擬古代文化の不調和な生活をしていても、アパルトヘイトの支持者がリザーブの婦人に課している多くの無能力から免かれることはできない。以下はこれらの無能力についての調査報告である。

A．都市地域での居住

アパルトヘイトの理論によると、白人国家と各種黒人国家が地理的に異なる土地に建設され、互いに自国の民族の発展をはかることになっている。他方、南アフリカの経済はその産業を発達させていく上で大量の安い黒人労働を必要としている。

実際のアパルトヘイトの行使においては、南アフリカの黒人たちは生活してゆけないような小さな、貧しい地域のホームランド（故郷）へ追いやられてしまった。そこで飢えたアフリカ人男性は大量に産業地域へ流れこみ、その労働価値も引き下げられた。白人はこれらの黒人をいつでも追い出せる「臨時労働者」として扱っている。というのは、これらの黒人は法律によって南アフリカ市民であるにもかかわらず、別の法律によって外国とみなされるホームランドで生活し、何の権利ももたない「外国人」であるからである。⁷¹⁾

白人の南アフリカ人からみて「理想的には」、アフリカ人の男性は必要期間だけの契約を結び、契約が切れたら彼らのホームランドへ帰ってもらおうということである。したがって、さらに長く働く場合は再度許可を得なければならない。⁷²⁾ 同じように「理想的には」、アフリカ人女性を全都市地域からしめ出す

ことである。その結果、黒人の男性は都市では彼らの権利をはく奪され、契約期間がすぎると彼らの権利をリザーブで回復する。

アフリカ人が都市地域に住む権利は主に2つの法律、すなわち「バンツール労働法」⁷³⁾ といわれる「バンツール都市地域法」⁷⁴⁾ とこの法律のもとに作られた無数の規則によって決定される。都市地域法の10条1項は、都市における居住を規定する基本的条項であるが、それによるといかなるアフリカ人も特別の許可を得ているか、もしくは許可なしで滞在する資格を有していない限り72時間以上都市地域に滞在することを禁じられている。

許可なしに特定の都市地域に滞在できるアフリカ人は3つのクラスに分けることができる（もし彼が他の無数の制限とも衝突していない場合である）。

- a) 出生以来つねにその地域に住んでいるアフリカ人
- b) 少なくとも10年間同一雇用主のもとに働き、もしくは少なくとも15年間その地域に住み、今後もそこに住んでその地域以外で雇われることなく、かつその期間が始まって以来1度も犯罪を犯していない（軽犯罪は除く）アフリカ人であること。⁷⁵⁾
- c) 上記a) もしくはb) に該当するアフリカ人の妻、未婚の娘、または18才以下の男子。ただし合法的にその地域に入り、資格あるアフリカ人と居住していなければならない。

この規定をきびしく実施されているため——他の制限が適用されないとくても——アフリカ人女性が都市地域に残ることが男子の場合よりも難しくなっている。

第1に、過去10年近くの間、(d)号のもとに、婦人に許可を発行しないことが公的政策となっているため、合法的に都市地域に入ることを許されたアフリカ人女性は誰もいない。⁷⁶⁾ したがって、非合法的に都市地域に入り、何年も無事故で住んできた女性も、その事実が発見された時点で強制的に退去させられる。期間が終了した後の滞在も最初の犯罪となるし、時効による権利とならない。その女性は、たとえ資格あるアフリカと何年間も結婚生活を送っていたにしても、第10条1項(c)号の規定のもとに滞在する資格をもつことにはならない。そして、たとえ彼女が事態の正常化をはかったとしても、許可を得る機会は実質的には何もないのである。⁷⁷⁾

第2に、第10条1項(a)号もしくは(b)号の規定のもとに資格を有するアフリカ人女性はほとんどいないということである。都市地域に生まれ、そこでも無資格状態の期間——たとえば農村地域の親戚と住んだり、他の地域の学校に出席したということ——を過すことなくそこに継続して何年も住む女性の数は、ごくわずかである。たとえば、政府の政策として都市地域（黒人居住地区）での中等教育施設が限られているので、自分たちの子供に教育を受けさせたいと希望する女性は、都市を引き上げざるを得ない。⁷⁸⁾ 同じように、雇用の継続や特定の地域での居住継続の資格を有する女性の数も少ない。なぜならば、女性のための仕事の数や住宅の数が男性よりも限られているからである。

最後に、もともと第10条1項(c)号のもとに資格を有する未婚の娘は、(a)号もしくは(b)号のもとに資格を有するとか、資格のあるアフリカ人男性と結婚しないかぎり、結婚によってその資格を失ってしまう。もし夫が別の都市に住み、彼らがそこに一緒に住むことになれば、新たに(c)号の規定する資格をとらないかぎり、たとえ夫が資格ある人であっても(a)号または(c)号のもとにもっていた資格をも失ってしまう。⁷⁹⁾

第10条1項の最大のねらいは、アフリカ人女性が職を変えたり、最悪の賃金や労働時間、労働条件に抗議したり、彼女たちの第1住宅地域外での住宅の改善を求めることを禁止することにある。この条項のもう1つのねらいは、あいまいではあるが、大都市におけるそれぞれのアフリカ人の町区やロケーション（アフリカ人居住地）を単一「国家」の人民に与えることを制限するという政府の政策とあいまって、「国家」またはロケーションの境界をこえた結婚をますます難しくすることである。⁸⁰⁾

合法的に都市地域に住むアフリカ人女性は、最初の障害を無事通過した人である。いかなる雇主も市当局または地区の労働官から就職の許可をえていない女性を合法的に雇うことはできない。⁸¹⁾ 労働官はいかなるアフリカ人に対してもいろいろな理由、たとえば嫌いだとか行政的に罰したいとかの理由で、そのような許可を与えず、就職の可能性をなくしてしまうこともできる。その他、そのような理由に含まれるものとしては、以下のようなものがある。

＊ 数えきれない許可のうちの1つでも欠けている場合

- 米 その地域退去の命令に服している場合
- 米 健康基準に達していない場合
- 米 以前の雇用契約を破っている場合
- 米 その雇用が国家もしくは公共の安全を脅やかす恐れのある場合（煽動、ストライキ、その他に対して適用される）
- 米 労働者のための適切な宿泊施設がない場合⁸²⁾

特定の仕事につくことを拒否されたアフリカ人は、同地域またはその他の地域（たとえば、収獲期の場合は農場）での 別な仕事を労働官から紹介される。さもなければ、彼または彼女は扶養者とともにその地域を去らなければならない。⁸³⁾ バンツ－問題主席弁務官は、アフリカ人に対する移転命令を確認しなければならない、ただし、10条1項(a)号または(b)号のもとに残る資格のあるもの——ほとんどが男性——については例外が認められるが、(c)号のものに資格のあるアフリカ人——ほとんどが女性——はそれが認められない。⁸⁴⁾

労働官は、アフリカ人が職につくことを前述の理由から拒否することができるばかりか、彼もしくは彼女が職を続ける許可を拒否し、雇用契約を撤回することもできる——これによって強制的に彼をリザーブへ帰すのである。⁸⁵⁾ このような可能性があるため、アフリカ人は劣悪な労働条件に抗議したり、政治活動に参加しようとすることができないのである。

いかなるアフリカ人も警官の要請があったときには「レファランス・ブック」（プラスチック製のホルダーで、身分証明書、必要な通行許可証、許可、納税証明書、その他を含む）を提出できなかつたり すべての許可証が順序よくないときは、警官によって逮捕され、有罪の宣告を受ける。⁸⁶⁾ もし彼が罰金を払えないときは、10条(1)項の継続居住に関する規定によって、彼を無資格にしない程度の短期間の禁固刑に処せられる。しかし、もしアフリカ人がそののために職を失なうことになれば、(b)号による資格も失なう可能性もある。たとえ、アフリカ人が落とし穴をまねがれたとしても、彼は初めから正規の手続きをふんで職を探し、労働官と対決しなければならない。とくに黒人女性の場合は不安も大きい。

とくに仕事をはなれたとき、アフリカ人女性は都市地域法の29条の規定する

「怠惰なバンツ」の定義にあてはまるような活動をさげなければならない。「怠惰なバンツ」とは15才から60才までの「真実の妻」以外の黒人女性で、たとえ両親に養なわれているにしても、働く能力があるにもかかわらず雇用されていない女性のことである。ただし、学生は例外とされる。また、労働官が提供した仕事を正当な理由なしに3回拒否した女性、半年間に2回自己の過失から仕事を1月以上続けられなかった女性、また不品行から1年間に3回以上解雇された女性もその定義のなかに含まれる。「怠惰なバンツ」と訴えられた人は、都市を退去しなければならない。

黒人女性は、また、市当局に「平和と秩序の維持に有害」だとの口実を与え、結局は移転せざるをえなくなるような行為もさげなければならない。⁸⁷⁾ このような行為に含まれるのは、ストライキ参加、苦情の提出、政治活動への参加などのように思われる。

すべてのアフリカ人女性は、くり返し表明される公的態度、すなわち既婚婦人や子供たち、老人は「不必要な附属物」であって、たとえ第10条1項のもとに技術的に資格があっても、できるだけ早く都市を離れなければならないということをよく知っている。独身のアフリカ人女性は利用されることがあるかもしれないが、いったん結婚したとなれば、彼女はリザーブへ「帰る」ことをしなければならない。⁸⁸⁾

第10条1号の規定のもとに資格ある女性を追い払う方法が一時求められたが、十分に実施されなかった。それは1970年のバンツ法修正法のなかに規定されており、⁸⁹⁾ 特定の地域もしくは職業、あるいは特定の雇用者もしくは階級の雇用者によるアフリカ人の採用または継続雇用を禁止する権限を適切な大臣に与えている。この規定を一般事務員や受付けなど5種の職業に適用させる通告が発表されたが、その後撤回された。しかし、そのような立場にある黒人女性に対する暗黙の脅威は依然として残っているのである。

B. 住宅に対する無能力

都市のアフリカ人にみられる慢性的な住宅不足は、アフリカ人女性に対して

も特別の問題を提起するものである。

住宅の有無が就職の必要条件であることから、アフリカ人女性——いったん都市をはなれると2度と法的には入ることができない——は、まず第1に住む場所を探さなければならない。南アフリカ政府はアフリカ人男性のために、「独身」寮を建設しているが、国策としてアフリカ人女性に同じことをすることを拒否している。⁹⁰⁾

ほとんどの女性——第10条1号による資格を有するアフリカ人と結婚できた幸運な人は別として——は、(許可によって)下宿人としてのみ住む資格をもっている。その結果、貧弱な住宅と一緒に住むことを嫌うため、一時的な同居もしくは同棲がさかんになる。⁹¹⁾ このことが黒人の出産率を高める。それにもかかわらず南アフリカ政府は公的には出産率をおさえようとしているのである。さらに、男性の賃金が家族ではなく都市の仮妻に向けられるので、リザーブでの生活は相変わらず貧しい。

アフリカ人女性は自分の夫と住むだけで逮捕されることさえある。もし自分の夫がたった1人しか許されない召使いの宿舎に彼女とともに滞在したり、また彼女が家族との生活を許されていないにもかかわらず、彼とともに彼の宿舎に住んだ場合である。⁹²⁾

1968年以来、女性は都市においては登録した借家人になることを禁止されている。⁹³⁾ このことが意味することは、もし自分の夫と合法的に都市に住んでいた女性が未亡人となったり、離婚、別居したりした場合、彼女とその扶養家族およびその他の住民は、その家から立ちのかななければならないことである。もし彼女が第10条1項(c)号の規定によってのみ都市に住んでいるのであれば、彼女は扶養者とともにリザーブもしくは「入植センター」へ「送還」される。もし彼女が独立してその地域に住む許可をえているのであれば、彼女は下宿人としての許可を与えられる。いずれの場合でも、彼女の子供たちは、たとえ第10条1項(a)号の規定のもとに都市地域に残る資格を与えられる可能性があったにしても、都市を去らなければならず、かくしてその規定のもとに有する権利をも失うのである。⁹⁴⁾

夫の死、賃貸料の未納や政治的活動、その他の原因による退去もしくは婚姻の解消によって、妻の生活方法は完全に変ってしまう。不幸な既婚婦人は、夫

が自分たちを見捨てたり、離婚したりしやしないかと、無言の行為に苦しむのである。そしてもし何かが起これば、それは彼女ばかりでなく自分の子供にさえもはかりしれない影響を及ぼすのである。

C. 雇用に対する無能力

アフリカ人女性の就職の機会は、農村よりも都市の方がはるかに多い。2, 3年前の計算によると、都市地域には全アフリカ人女性の27%しか住んでいないにもかかわらず、それは給与を貰う全アフリカ人女性の47%を占めている。都市地域では3人に1人は仕事について給与を貰っている。⁹⁵⁾

しかし、アフリカ人女性の雇用状態の調査によると、アフリカ人女性に与えられる仕事は誰も望まないようなものに限られており、しかも他の仕事、アフリカ人男性の仕事に比べてもその給与は低い。そしてたとえアフリカ人男性と女性とが同じ仕事についていても、給与や労働条件に大きな差別がみられるのである。

ほとんどのアフリカ人女性の仕事は家事や召使いのような仕事で、その他食糧の生産と加工、衣服の製造と洗濯、保育、看護婦、教員などである。⁹⁶⁾ 何人かのアフリカ人女性は軽産業につくが、一般に白人やカラードの女性の仕事とは違うものである。⁹⁷⁾ 最近の調査によると、黒人女性のいない職業は弁護士、裁判官、治安判事、技師、建築家、獣医、薬剤士、大学講師、医師などである。⁹⁸⁾

アフリカ人は白人に比べて国民1人当りの所得が少ないことは衆知のことである。最新の調査によると、アフリカ人と白人との所得の比率は1対13.44であった。⁹⁹⁾ 計算によると、都市に住む全アフリカ人のおよそ70%がいわゆる貧困線以下の収入である。その金額は家族5人の最低限度の必需品をまかなうだけのもので、娯楽、スポーツ、医薬品、教育、新聞、通勤以外の交通費、文房具、タバコなどの支出は含まれない。¹⁰⁰⁾

これまでアフリカ人男子と女子との1人当りの所得の差に関する研究は行なわれなかったように思われるが、同じ資格をもつアフリカ人の男女が同じ仕事についていた場合でも彼らの給与は異なる。たとえば、1970年の場合、同じ資格

(同じ教員免状と4年間の訓練)をもった教員の給与は、¹⁰¹⁾

アフリカ人男子 1260～2610ランド (1675. 80～3471. 30 ドル)

アフリカ人女子 1140～2160ランド (1561. 20～1675. 80 ドル)

そのような差別は教育制度のあらゆるレベルおよびアフリカ人に開放されるすべての公務についてもみられる。¹⁰²⁾

社会的にみた場合でも、刑務規則のもとに行なう各種仕事に対する支払い(報酬)でさえ、たんに人種間ばかりでなく男女の間にも差別があり、アフリカ人の女子囚人が受取る額は最低である。

同様に、賃金以外の労働条件においてもアフリカ人女性に対して差別がある。1つの法外な例をあげるならば、公務および黒人の大学に勤めるアフリカ人女性の雇用は、法律によって婚姻と同時に終了するという規定である。¹⁰³⁾ この条件は言うまでもなく男子には適用されないのである。

農村のアフリカ人がいかに絶望的な状態にあるのか、このことのみが、アフリカ人女性が都市に残ろうとする闘いを説明することができる。もっとも、彼女たちのほとんどが、最低の賃金——貧困線よりはるかに低い——でもっとも嫌な仕事につかなければならないので、結局仕事や家庭で利潤をあげるのは白人の雇主だけである。

D. 結婚による無能力

リザーブでの典型的な女性は夫が都市で働いている妻であるが、典型的な都会の女性は、独身または離婚した人で、自分自身(と恐らくは、一緒に住む住まないをとわず、子供たち)を養う人である。¹⁰⁴⁾

女性の都市流入を禁じた公的政策によって、都市地域では男性の方が女性よりも多いが¹⁰⁵⁾、男性のほとんどは結婚しているため、彼らは一時的な関係にのみ関心をもっている。これらの関係は彼らの契約が切れ、彼らが滞在資格を延長できないためにリザーブへ帰らざるをえなくなったときに終る。

したがって、都会の女性には結婚しなければならないとの大きな理由がない。他方、常時加えられる経済的圧力、すなわち諸権利に対する不安、不十分な住宅、多くの場合にみられる合法的に家庭を築いてゆけないこと、社会様式の変化、これらはすべて結婚生活を破壊し、家族の崩壊に導くものである。

それにもかかわらず、都市のアフリカ人女性の多くは結婚適齢期にあり、また老婦人や子供たちを「不必要な附属物」とする計画が進められているため、彼らは本当に結婚するのである。

部族の法律によって結婚する都会の女性は、何人かを例外として、農村の姉妹と同じく無能力である。しかし、都市のアフリカ人が南アフリカ慣習法にしたがって一夫一婦制度の結婚をすることもありうる。その場合、その妻は何らかの別の不能力を受けることになる。

すべてのアフリカ人女性は慣習的婚姻関係に入るには両親の同意が常に必要であったが、最近までは、ナタール法典の適用を受ける婦人のみが適齢期に達したときに同意なしに慣習法のもとに結婚することを禁じられていた。¹⁰⁶⁾ しかし、1972年、政府はナタール州の規則をトランスバール州にも拡大することに決定し、その州のアフリカ人女性は、年齢に関係なく、いかなる法律のもとであろうと結婚するときは、父親もしくは保護者の同意を得なければならなくなった。¹⁰⁷⁾ その変更はアフリカ人女性の伝統的な「保護」を回復するものとして強く求められたものであったが、ヨハネスブルクで生活費をかせいでいる独身の女性（その両親はリザーブに住んでいるかも知れない）にとっては、そのような措置も有難いものではないように思われる。資格あるアフリカ人の未婚の娘としてのみナタールやトランスバールの都市地域にいる資格のある女性にとっては、自分の選んだ男性の父の不承認によってもたらされる板ばさみは、非常に大きいものであろう。であらう。

婚姻法¹⁰⁸⁾は、南アフリカのすべての人種の人々に適用される。ただし、例外としてナタール州やトランスバール州のアジア人やアフリカ人があり、これらの人々は依然としてとくに1961年の法律によって有効となった、前の州立法に従うことになっている。ある1つのナタールの法令のもとでは、一般的な南アフリカの法律に従って結婚を願うアフリカ人は、他のすべての人々が受けている権利、すなわち宗教的結婚式よりは市民的な結婚式をあげる権利を否定さ

れている。彼らが結婚できるのは教会で、とくに白人支配の宗派の免許のある牧師によってのみ行なわれる。もし教会がエチオピア（黒人支配）系宗派であれば、彼らは自分たちの選んだ教会で結婚することはできない。¹⁰⁹⁾

南アフリカの慣習法によるアフリカ人の結婚は、当事者の選択によっていくつかの異なる効果を生み出す。それぞれの配偶者は財産を共有するか、または個別にするかをきめることができるし、夫の妻に対する「夫としての権限」を認めるか、認めないかをきめることができる。

ローマン・オランダ法のもとに結婚すれば、¹¹⁰⁾ 一般に財産は共有となる。共有——ナポレン法典の影響を受けるすべての国において認められている権利——のもとでは、双方の配偶者の財産、収入、利潤、損失は共同で所有されているが、共有の利益のために夫の管理を受ける。配偶者のいずれかが死亡した場合は、共有財産は法によって設定された方式に従って生存する配偶者およびその子供たちに分けられる。そのさい、家族以外の人々は除外する。

しかし、バンツー行政法¹¹¹⁾の第22条6項は、アフリカ人に関するかぎり慣習法を留保している。慣習法の規定による黒人の結婚は、当事者が政府の役人の前で財産の共有に関する宣言書に署名しないかぎり、財産の共有は行なわれない。慣習法のもとに結婚するほとんどのアフリカ人はそのような宣言¹¹²⁾を行なわないように思われる。というのは、彼らは第22条6項の規定もしくはその規定のもつ重要性を認識していないからだと思われる。

共有で結婚していないアフリカ人婦人の財産権に対する法的影響は、はっきりとしていない。彼女は自分の財産もしくは収入（もしあれば）を所有し、夫も同じく自分の財産を所有する。しかし、双方の財産は「夫としての権限」によって夫による管理を受ける。ナタールにおいてさえ、22条6項のもとに結婚した女性は、彼女が取得するすべての財産の所有者となるように思われる。というのは、その条項が、ローマン・オランダ法のもとに結婚したアフリカ人女性にさえも、部族戒律の適用をきめているナタール法典の条項を無効にするものである、と裁判所が主張しているからである。¹¹³⁾

共有外の婚姻は、かなりの収入のあるアフリカ人女性にとって望ましいものである。とくに、結婚前の契約によって夫となる人が結婚を禁じられている場合には望ましい。彼女は自由に恋愛関係に入って、遺言によって財産を好きな

ように残すこともできる。¹¹⁴⁾

しかし、一般的なアフリカ人女性にとっては、収入も十分ではなく、この種の結婚は不利である。共有外で結婚した女性は、結婚の解消にあたって夫の財産の分与を主張することはできない。たとえ、夫の成功が彼女の検約と勤勉によるものであってもである。¹¹⁵⁾ もし彼が遺書も書かずに死んだ場合、彼の財産は部族のおきてに従って分配され、彼女やその娘たちは何も与えられない。彼は、自分の妻や子供たちを養う義務も何もない第三者に自分の財産を残すことさえできるのである。¹¹⁶⁾

一般的にいて、財産の共有をたてまえに結婚することが、アフリカ人女性にとって有利である。というのは、それによって財産の共有者となり、離婚のさいにも財産の分け前を貰うことができるからである。¹¹⁷⁾ もし彼女の方が彼よりも長生きした場合、たとえ夫が遺言によって財産の譲渡をきめていたとしても、彼女は財産分与の権利を奪われることはない。

財産の共有は例外であって、アフリカ人すべてを拘束するものではないと規定した22条6項が発効したとき、それはアフリカ人女性を保護するためではなく、保守的なアフリカ人——その多くはアパルトヘイト政府と共存関係にある——の偏見にあわせて、アフリカ人の妻の夫の財産を分与されないようにするためであったと主張された。¹¹⁸⁾

法律によって、ローマン・オランダ法のもとに結婚した男性は、結婚前の契約によって除外されていないかぎり、妻の行動や財産に「夫としての権限」をもっている。もしそれが除外されていれば、妻——黒人、白人をとわず——は成人として、ほとんどの問題に完全な法的能力をもつ。一般にそのような妻は成人となった独身女性が行使するすべての権限を行使することができる。

夫の夫としての権限に服するすべての既婚婦人は、法的には未成年者とみなされる。それにもかかわらず、婚姻法¹¹⁹⁾は夫権を保持する夫の行為に制限を加えている。たとえば、夫は妻の別個の不動産もしくは妻がもってきたことによって共有財産となった不動産を買ったり、借りたりすることができない。ただし、例外として妻の同意または裁判所の判決があった場合は認められる。さらに、彼女から給料、個人的な負傷手当、銀行預金、保険金、道具を取り上げることが禁じられている。妻はこれらのことに関する自分の権利を守るため

に法的行動をとることでもある。

婚姻法は、また、夫に見捨てられた妻に動産（銀行預金、債券、その他）を取り返すために裁判に訴えることができる権利をも与えている。この法律は、慣習的婚姻関係の相手以外すべての女性に適用されるが、それは給与者や貯蓄や保険、その他をもっている人にも意義あることであって、アフリカ人女性一般にとってはあまり関係のないように思われる。

したがって、その事情が南アフリカ一般の女性と同じであるかぎりにおいては、慣習法のもとに結婚した都市のアフリカ人女性は、慣習的婚姻関係の相手である農村に住む姉妹よりも有利である。しかし、都会に住むほとんどのアフリカ人女性は、アパルトヘイト体制を黙認しているある種の理解を通して共有財産の利点をなく奪われている。そして、ほとんどの既婚婦人は依然として未成年者として扱われているのである。

E. 相続における無能力

アフリカ人女性は一般に夫の財産を相続しない。男性の財産は、部族法または慣習法による結婚に関係なく部族法（すなわち、男性長子相続）によって相続される。ただし、慣習法のもとに結婚した場合、夫は遺言によって自分の財産を妻に残すときめていたり、夫婦が財産の共有を前提に結婚した場合は異なる。

もしアフリカ人女性が財産の共有を前提に結婚した場合、彼女の財産は相続法¹²⁰⁾のもとに子供たちと夫との間に均等に分与される。嫡子、非嫡子とを問わず、彼女のすべての子供たちは財産の分配を受ける。しかし、もし彼女が22条6項のもとに共有とは別に結婚しており、しかも遺書も残していなければ、部族の法律が彼女の財産の分配を決める。彼女の娘や息子、非嫡子は遺産を相続することができない。¹²¹⁾

遺言なしに死亡した未婚婦人の財産は、また、部族法によって譲り渡される。その結果、慣習法のもとでは、遺産を相続できる非嫡子も遺産分与から除外され、彼女の財産は両親の家庭の彼女の「家」の相続人に渡る。しかし、成人に達したがナタール法典に従わない未婚婦人は遺書によって財産を分与すること

ができる。財産の共有を前提としない慣習法のもとに結婚しているアフリカ人女性もそうすることができる。¹²²⁾

したがって、家督相続法のもとに分け前を受ける可能性はあまりなく、法律にうとく結婚の前に領事に相談することもなさそうなアフリカ人女性にとって有害となっている。もっとも、彼らはこれらのわずかの女性が自分たちの相続権を最大限にするように学校教育を受けさせることができる。

F. お わ り に

アフリカ人女性は1つの理由から都会へ出てきた——そして何人かは法を犯してまで出てゆこうとする——すなわち、仕事をさがして自分自身と扶養者が生きてゆけるようにお金を儲けることである。もちろん、別の理由もある。仲間と一緒にいるとか、リザーブでは味わうことのできない興奮、快適さ、その他社会的、文化的利益を楽しむためである。

これらの理由はほとんどのフリカ人男性の場合と同じであるばかりでなく、経済的にも女性が必要されているが、アフリカ人女性は男性と同じように白人地域に入ったり、居残ったりすることができない。その理由は、都市域での女性の存在はアパルトヘイトの基礎である人民の地域的分離を脅すことになるからである。その結果、都会のアフリカ人女性の生活は、——男性と比べてはるかに強く——都市に住む権利やその権利に関係する要素に向けられる。

アフリカ人女性は都市では経済的差別に苦しみ、仕事、給与、その他の労働条件に差別を受けている。また婚姻法や相続法のもとに屈辱や無能力に甘んじなければならない。しかし、これらはすべて、アパルトヘイト制度に対する暗黙の挑戦のうちに都市に滞在することの問題に比べれば、小さなことである。

Ⅳ．お　わ　り　に

アフリカ人女性の無能力は南アフリカの歴史の母体に起因しているが、無能力化が今日まで続き、しかもその状態がさらにひどくなったのはアパルトヘイト制度のためである。南アフリカのアパルトヘイト政策は、分離政策の名のもとに白人に対する黒人の従属を永続化させることを意図したものである。アフリカ人女性の地位を低いままにおき、また婦人の無能力を終らせようとする動きをも妨害して、その差別をさけられないものとし、さらにそれを維持させているのもアパルトヘイト政策のせいなのである。

これらの無能力は現在のリザーブ制度に深く根づいている。このことに関してシモン教授——著名な社会学者——次のように述べている。

「婦人は不平等の2重苦を背負っている。彼らは性と人種によって差別を受けている。2つの無能力は互いに関係しあい、他を強化するものである。皮ふの色による差別は全人民の進歩を妨げるとともに女性の向上の過程を後退させる。『平等』は、男性、女性がともに自由社会において完全な市民となって、はじめて実現するのである。」¹²³⁾

- 1) Address by Mr. G.F. van L. Froneman, M.P., Chairman of the Bantu Affairs Commission, to the Institute of Citizenship, Cape Town, on 30 May 1968, quoted in Desmond, The Discarded People (hereinafter cited as "Desmond"), p.41 (Christian Institute of South Africa, 1969).
- 2) Towards Social Change, Report of the Study Commission on Christianity in Apartheid Society (hereinafter cited as "Spro-cas Social"), pp.12, 36-37, ch.2 (Johannesburg, 1971); South Africa's Political Alternatives, Report of the Study Commission on Christianity in Apartheid Society (hereinafter cited as "Spro-cas Political"), ch.8 (Johannesburg, 1973).
- 3) Houghton, The Tomlinson Report: A Summary of the Findings and Recommendations in the Tomlinson Commission Report (hereinafter cited as "Tomlinson-Houghton"), pp.15-16 (South African Institute of Race Relations, Johannesburg, 1956); Spro-cas Social, ch.2.
- 4) Tomlinson-Houghton, map (frontispiece), pp.7-9, 21, 25-28, 34-36, 55; Power, Privilege and Poverty: Report of the Economics Commission of the Study Project on Christianity in Apartheid Society (hereinafter cited as "Spro-cas Economics", pp.43-44, 74-76; Spro-cas Political, pp.32-34.
- 5) See Group Areas Act, No. 41 of 1950, as amended. In effect, "group areas" are areas set aside for the exclusive residence and/or business activities of a particular racial "group", in which the particular group does not necessarily have any attributes of statehood (such as "citizenship" in the homelands).
- 6) Desmond, p.42, quoting the Secretary for Bantu Administration and Development, General Circular No. 25 of 1967; Spro-cas Political, p.36; Spro-cas Economics, pp.93-99 (Johannesburg, 1972); Wilson, Labour in the South African Gold Mines, 1911-1969 (Cambridge, 1972).
7. Simon, African Women: Their Legal Status in South Africa (hereinafter cited as "Simon"), p.281 (London, 1968), citing, inter alia, Mr. H.F. Verwoerd (subsequently Prime Minister) in Institute of Administrators of Non-European Affairs (Southern Africa), Record of Proceedings of the Fifth Annual Conference held at Bloemfontein from 17 to 20 September 1956, p.14.

- 9) Except as a tenant in an urban location or as a labour tenant in some white rural areas.
- 10) Except, presumably, for mala fides ("bad faith").
- 11) Simon, pp.263-265
- 12) Bantu Areas Land Regulations, Proc. No. R.188 (1969), South African Government Gazette, No. 2486 of 11 June 1969, Regulation 53.
- 13) Ibid., Annexure 24.
- 14) Ibid., Regulations 20 and 37.
- 15) Tomlinson-Houghton, p.22
- 16) Spro-cas Economics, pp.22 and 76; Simon, p.271.
- 17) Women are not admitted to the few technical and vocational schools open to African men. Simon, p.275.
- 18) See above, 12) and 14).
- 19) Industries located in the white area adjoining a reserve, intended to provide employment for Africans in the reserve.
- 20) Figures of R5-8 (\$6.65-\$10.64) per week for work for men and R3-10 (\$3.99-\$13.33) per month for women are cited in Desmond, pp.111, 141,204.
- 21) Spro-cas Economics, p.88; Desmond, pp.11, 141-142.
- 22) Spro-cas Economics, at p.77, cites the example of a female sewing machine machinist at Bebelegi (a border industry). She starts at R3 (\$3.99) per week while the rate for the same job in the Transvaal generally is R7.50 (\$10.57). After two and one-half years, the African female machinist in Bebelegi becomes a fully-qualified machinist at R5.50 (\$7.31) instead of R13.60 (\$18.08) per week. She works a 45-hour week instead of the standard 40 hours, and her employer is not required to contribute to provident or medical benefit funds for his employers, as other employers are. For further information see Spro-cas Social, p.17.
- 23) South Africa. Monthly Bulletin of Statistics, April 1964, Table B2, quoted in Simon, p.271.
- 24) Simon, p.271.
- 25) Ibid., p.272.
- 26) Spro-cas, pp.96-98; Desmond, pp.19-20.

- 27) House of Assembly Debates (Hansard), 6 February 1968, col.91.
- 28) Desmond cites the following wages: Weenan (Natal)- men R8-12 per month, women R2-5 (\$2.66-£6.65) per month (p.69); Mzeshu (Eastern Cape)-men R16.50 (\$21.94) per month, women R6 (\$7.98) per month (p.177).
- 29) Desmond, pp.134, 167, 178-179 and 193.
- 30) Ibid.
- 31) Spro-cas Economics, pp.24-25; Spro-cas Social, p.26; Desmond, Addendices 2-4.
- 32) House of Assembly Debates (Hansard), 6 March 1962, cols.2105-2106.
- 33) Law No. 46 of 1887.
- 34) Simon, p. 75.
- 35) Sentam v. Forde, 1960 (2) S.A. 467 at 473 (A.D.).
- 36) Bantu Laws Amendment Act, No. 76 of 1963, sec.31. The same principle is applied in workmen's compensation legislation and laws relating to deserted wives and children.
- 37) Criminal Procedure Act, No. 56 of 1955, sec.226 (3).
- 38) Simon, at pp.130 and 203.
- 39) Ibid., pp.130-131, citing particularly Mokoena v. Mofokeng, 1945 N.A.C. (C.& O.) 9 in which several assaults, telling wife to go away and threatening to kill her if she returns were held not to constitute legal grounds for divorce.
- 40) Simon, pp.205-206, 242.
- 41) Ibid., pp.194-195, 242.
- 42) The growth of rural indebtedness, along with the attempt of debtors to hide property from creditors, as by claiming that a man's cattle are his wife's ubulunga animals.
- 43) Mbolo v. Nomandi, 15 P.H.R. 1 (1929).
- 44) Simon, p.194.
- 45) Ibid., p.212.
- 46) Ibid., p.202.

- 47) Natal Code, sec. 44(5); Simon, pp.202-203.
- 48) Simon, pp.202, 247-248; see also above 12) and 14).
- 49) Ibid., p.248.
- 50) Ibid., p. 247.
- 51) Ibid., p.228.
- 52) Ibid., p.222-223.
- 53) Ibid., pp.238-239.
- 54) Ibid., pp.238-240; see also above 14).
- 55) Simon., pp.247-248.
- 56) Bantu Administration Act, No. 38 of 1927, sec. 23(3); Simon pp.240,244.
- 57) Simon, pp.205, 242.
- 58) Above 13).
- 59) Sec.44.
- 60) Natal Code, sec. 163.
- 61) Sec. 31 (1), as amended by Act No. 67 of 1952, sec.17.
- 62) Proclamation 207.
- 63) Semon, p. 202.
- 64) Ibid.
- 65) Sec.11 (3), added by Act No. 21 of 1943, sec. 5.
- 66) Tofu v Mntwini, 1945 N.A.C. (C. & C.) 83.
- 67) Simon, p. 190.
- 68) Ibid., p.199.
- 69) Ibid., pp. 198-199, citing Shabangu v. Latagele, 1955 N.A.C. 91 (C).

- 70) See above, 66).
- 71) South African Citizenship Act, No. 44 of 1949, secs. 2-4.
- 72) Spro-cas Political, p.36.
- 73) Act No. 67 of 1964.
- 74) Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945.
- 75) A minor offence is a crime for which the sentence is a fine of not more than R100 (\$133) or imprisonment for not more than six months.
- 76) The Star, Johannesburg, 8 May 1969.
- 77) Ibid.
- 78) Education beyond Apartheid, Report of the Spro-cas Education Commission (hereinafter cited as "Spro-cas Education"), pp.35 (unacceptable practice xvii (b)), 47 (recommendation 5).
- 79) Because she needs a permit to move into a different urban area.
- 80) Desmond, pp.94-95.
- 81) Urban Areas Act, sec. 10 bis.
- 82) Bantu Labour Act, sec.22 (6) (b), as amended by Act No. 19 of 1970, sec. 12.
- 83) Bantu Labour Act, sec. 22 (8)
- 84) Ibid., sec.22 (10)
- 85) Ibid., sec.22 (6), as amended by Act No. 19 of 1970, sec. 12.
- 86) Urban Areas Act, sec. 43 bis. There are similar provisions in numerous other laws relating to other passes and permits which Africans are required to have as part of a complete "reference book."
- 87) Urban Areas Act, sec. 29 bis.
- 88) Cape Times, 28 March 1969, quoting Mr. G. F. van L. Froneman, then Deputy Minister of Justice, Mines and Planning.
- 89) Act No. 19 of 1970.
- 90) Simon, p.269.

- 91) Ibid., op. 268-269.
- 92) Urban Areas Act, sec. 9 (2)(e); Simon, p.267.
- 93) The Star, Johannesburg, 8 May 1970.
- 94) Ibid.
- 95) Simon, pp.271, 272, 274, citing inter alia, Monthly Bulletin of Statistics, April 1964, table B2.
- 96) Simon, p.274.
- 97) Ibid., pp.275-276. The major exception is the clothing industry in the Witwatersrand, where African women are employed as fully qualified machinists, earning the same rate of pay as white and Coloured women machinists.
- 98) Ibid., p. 275.
- 99) Spro-cas Economics, p.20; Spro-cas Social, p.14.
- 100) Ibid., pp.18-19.
- 101) Spro-cas Education, p.29, citing Bantu Educational Journal, November 1970.
- 102) Ibid.
- 103) University of Fort Hare Act, No. 40 of 1969, sec. 17 (b); University of Zululand Act, No.43 of 1969, sec.17 (b); University of the North Act, No.47 of 1969, sec. 17 (b); Public Service Act, No.54 of 1957 (sec.14(7)). These provisions apply to white women, as well as to black women.
- 104) Simon, p.74.
- 105) Ibid., pp.72-74; Spro-cas Economics, p.95.
- 106) Ibid., p.203, see also Age of Majority Act, No.57 of 1972.
- 107) Bantu Laws Amendment Act, No.23 of 1972, sec.2, adding a new section 22 ter to the Bantu Administration Act, No.38 of 1927.
- 108) Act No.23 of 1961.
- 109) Simon, p.167.
- 110) Except when applied to Africans.

- 111) Act No. 38 of 1927, enacted under the title Native Administration Act.
- 112) Simon, p.169.
- 113) Mvelase v. Mbhele, 1946 N.A.C. (N. & T.) 94.
- 114) Simon, p.171, 174, 244.
- 115) Ibid., p.171.
- 116) Ibid.
- 117) Ibid., pp.171, 241.
- 118) Ibid., p. 170.
- 119) No. 37 of 1953.
- 120) No. 13 of 1934.
- 121) Simon, p.243.
- 122) Ibid., pp.242-244.
- 123) Ibid., p.285.

南アフリカの 아프리카人労働者

南アフリカの 아프리카人労働者

1. 移入労働 —— 南アフリカ社会のガン……………	58
2. 鉱山での アフリカ人労働……………	61
3. 農場での 囚人労働……………	69
4. 貧困：われわれの懸念と責任……………	73

注： ここにはケープタウン大学の学生会の賃金委員会が発表した4つの文書が収められている。ケープタウン大学と他の4つの大学が最近設置した賃金委員会は、アフリカ人労働者の状態を広く研究調査しており、これまでも何回かアフリカ人労働者の権利の実現をめざした出版物を発行してきた。

1. 移入労働——南アフリカ社会のガン

「移入労働は南アフリカ経済のもっとも重要な特徴であり、しかも基本的には罪悪である。」

アパルトヘイト社会におけるキリスト教研究プロジェクト
経済委員会の報告 (Spro- Cas), 1973年

移入労働の起源

移入労働とは、労働者が農村の「家庭」と都市地域の働き場所とを往復する制度である。移入労働の考え自体は何も南アフリカにかぎったことではなく、工業化の過程では多くの国でそれが見られる。住民が伝統的な農村経済によって物質的、社会的欲望を満たすことができなくなると、都市地域への移住が始まる。しかし、一般には農村での生活ができなくなった人々が農村と都市とを往復する期間が続き、そして最終的には農村からの脱出となる。南アフリカではこのことがきびしく阻止されている。この社会的、経済的崩壊をとまなう移入労働は、南アフリカでは強制的な公けの政策とされているのである。

移入労働制度は、南アフリカの社会、経済、政治制度の不可分の一部となっており、2つの政策目的を満足させるものである。1つは白人支配経済が必要とする安い労働力を確保することであり、他は南アフリカの全国土の80パーセントを占める「白人地域」に住むアフリカ人の数を最小限にいくとめることである。これらの2つの目標は互いに相反するものであるが、それもアフリカ人の都市流入をきびしく管理することで解決されている。1924年、ストラード委員会は、アフリカ人は「白人に奉仕する」必要がある限りにおいてのみ町に入ることを許されるべきであると主張した。したがって委員会はダイヤモンド採鉱が始まった1870年代来の非公式もしくは半公式の政策となってきたものやパス法の施行によって公的政策となってきたことを発表したにすぎなかったのだ

ある。しかしこの制度の代償は移入労働者の家庭の崩壊と貧しい生活に甘んじなければならない不安定な労働者としての地位を永続化させたことであった。

移入労働制度の代価

人間という点からみると、この移入労働制度の代価は大きい。アフリカ人の家庭は以下に述べるような理由で崩壊される。

- 1) 男性は屈辱的な生活を強いられる。既婚男性は年に少なくとも11か月間は妻や家庭から離れて「独身者用宿舎」に住むことになるので、子供の養育を行なったり、正常な家庭生活を営むことができない。
- 2) この制度によって親の権威が失なわれる。農村地域の婦人は女手1つで子供たちを育てなければならない。その結果、父親をほとんど知らない子が育つ。
- 3) 移入労働者の家族は農村に残されるので、婦人と子供たちの生活は安定しない。したがって家族は一緒に住まないが金を送ってくるだけの人たちに頼ることになる。家族は都市地域に入れないので、妻は夫を訪れることもできない。それでもし自分の夫が孤独から都市の魔力に負けて送金を減らしたり停止してしまえば、妻はまったく無力となる。

移入労働制度のもとに妻と夫、両親と子供たちを引きさくことの結果は、売春——男女ともに——、私生児、姦通、二重結婚である。ホモは部族のアフリカ人にはほとんど知られていないが、都市の労働者用バラックでは次第に知られるようになってきている。このことは、たとえばケープタウンの場合のように、5万6,000人の単身労働者がランガ、ニアンガ、ググレッツの荒れたホテルやコンパウンド、寮などに住んでいれば当然である。重婚は南アフリカのアフリカ人の間では減ってきていたのであるが、最近また増え始めてきた。というのは、移入労働者は自然と都市で働いている妻以外の女性と関係をつくり、人間的なルーズな関係を続けるよりは結婚してしまうことを好むからである。

移入労働の経済学

移入労働制度によって貧困が続く。都市と農村を行ったり来たりする労働者は1つの職に長く勤めることができないため、基礎的な訓練さえも取得できない。1つの職場での平均的な勤続年数は4年で、とくに1968年のバンツール労働規制法¹⁾のもとでは、アフリカ人は誰であれこれらの規則の発効後に契約する者は、12か月以上の契約を結んではならない。雇主は、これらの労働者が訓練経費にみあうだけの生産性を上げずに彼らの「家庭」に帰っていくのであれば、ごく簡単な最低限の訓練で十分だと考えている。雇用者はできるだけ移入労働に投資しないよう奨励されている。したがってこれらの労働者は、常に未熟練労働者のままにあって生活も貧しいまゝである。

さらに移入労働者の妻はバンツール労働規制法によって強制的に農村に残らなければならない。農村では仕事はほとんどないため、家計を助けることができない。今ではほとんどの移入労働者は農村に生活の糧をえる足がかりをもっていないため、白人がよく云う言葉とは裏腹に、一般の婦人たちは自分たちの農場の世話をすることはない。

したがって、1971年1月にブラック・サッシュによって発表されたパス法や都市流入管理法に関する覚書きが指摘したように、

「移入労働者は家族をはじめ、自分の仕事、自分の雇主に対しても忠誠心をつちかうことができない。」

移入労働は悪循環となっている。労働力が不定定でしかも未熟練であるため、給料が安い。リザーブ（保留指定地）は人口が増えるに従ってますます貧しくなり、その人口を養うことができない。したがってさらに多くのアフリカ人が移入労働者として町で働くためにそこを出て行かなければならない。男子労働力を輸出するのでリザーブはさらに貧しくなる。他方これらの労働者は白人産業のなかで給料のもっとも低い仕事しか与えられない。白人は工業が拡大されるにつれて金持ちになるが、未熟練移入労働者の給料は低いまゝにおかれる。したがって、移入労働は依然としてアフリカ人の貧困、栄養失調、病気の主な原因なのである。

移入労働者の状態の主な責任は政府にある。しかし、こゝで想起しなければ

ならないことは、個々の雇主が低賃金や最低限の宿舎を与えるなどして、これらの無力な労働者をしばしば搾取していることである。移入労働者は一般に契約期間中は職を変えることができない。したがって、いかに雇用条件が悪かろうと契約がきれるまでその仕事にがまんしなければならない。一般に職を失なうことは町からリザーブへの追放を意味する。

ケープ・シノドでは、1965年10月に、オランダ改革派教会は移入労働は「アフリカ人民の生活におけるガン」であると述べ、「神の法によって、白人はアフリカ人の道徳生活を荒廃させている病気に犯されずにすむことはないであろう」との警告を発した。

1972年7月、南アフリカとナミビアにおける移入労働者の数は150万人と推定された。家族のことを考えると、この制度はおよそ600万人の人々に影響を与えていることになる。²⁾ 政府は1968年にこの制度を拡大し、南アフリカの経済の基盤を移入労働におく意向を発表した。そのため、巨大な新アレクサンドラ・ホステルの建設にのりだした。これらのホステルがすべて完成すると、4万人の「独身」の男性と2万人の「独身」の女性とを収容できる。

チーフ・ブセレツィがのべたように、「移入労働制度は私の人民を破壊しつつある」のである。

2. 鉱山でのアフリカ人労働者

何故1973年9月11日に12人の黒人鉱夫がウェスタン・ディープ・レベル鉱山で殺されたのか。それは彼らは何もすることがなくて、暴動を始め、警察を攻撃したため、警官が「自衛」のため銃を引いたためであろうか。それとも鉱夫たちが雇主に伝えようとした真の苦情があったのでであろうか。事態をよく理解するために、鉱山の歴史と賃金、移入労働制度に対する不満、就職制限に関する法律、鉱夫たちの一般的な生活状態など現在の鉱山の実態を知る必要がある。

歴史的背景

移入労働、低賃金、労働組織の欠如によって区別されるように、今日の南アフリカ経済に占める黒人労働の立場は、1886年に始まった金鉱業にみられる労働パターンの発展によく反映されている。

そのとき以来、金鉱は大規模な労働力を確保しなければならなかった。黒人労働の供給を保証するために鉱山の持主がとった方法は2つあった。すなわち、法律と採用組織である。

法律の起草に対する彼らの影響の例をあげると：

——グレン・グレイ法。これは労働税を規定したものであったが、セシル・ローズの言葉によると、それは「(原住民) から怠惰の生活を取りあげ、彼らに労働の尊さを教え、国家の繁栄に貢献させ、そしてわれわれの賢明かつ善良な政府のためにいくつかの返礼をさせる」ためであった。

——1895年にトランスバール州で発効したパス法。これは鉱業会議所の起草によるものであった。

——鉱山が規定した政策から発展したパス法や都市地域流入管理法に関する各種修正や改正。

——1913年の原住民土地法。これは全国土の13パーセントをアフリカ地域と規定し、その結果黒人は強制的に人口過剰のリザーブへ追い込まれてしまった。

しかし、法律を通して取られた最初の措置は完全には成功しなかった。そこで鉱山会議所はトランスバールとモザンビークからの黒人労働の供給を確保し、しかも「漸次原住民の賃金を合理的レベルまで引き下げるための積極的措置」をとる目的で、1893年に原住民労働局を設置した。

1896年、同会議所は自分たちの採用組織、ランド原住民労働協会を設立し、再び黒人賃金は引き下げられるべきだとの合意に達した。1899年までに、同会議所は10年前に比べてかなりの低賃金の9万9,000人の労働力をもつまでになった。1889年、年間平均賃金は78.00ランドであったが、それが1897年には58.00ランドまでにも下げられた。1900年、雇主たちは採用方法を再組織し、

ウィットワターズランド原住民労働協会を形成した。こゝでも賃金引き下げに関する合意がみられ、1901年には黒人の平均賃金は年に36ランドにまでなった。1912年、鉱山会議所は、南アフリカをはじめ3つの保護領での黒人労働者の採用を組織する原住民採用公社を設置した。この組織が今でも続いている。

これらの採用方法によって、差別的な都市地域流入管理措置とともに、巨大なコンパウンドに労働者を住ませる移人労働様式が確立された。これらの宿舎での状態は後で述べる。

移入労働の様式は皮膚の色による差別、創立以来鉱山業で確立されてきた慣行によっても強化された。白人鉱夫は自らを労働貴族だとみなし、1900年代早々に彼らの立場を強化する措置をとった。1907年、白人鉱夫は黒人労働者との競合に反対してストライキを行なった。1913年7月、彼らは再びストライキを行ない、ついには暴動と流血さわぎを起し、鉱山会議所から自分たちの労働組織を認めてもらった。1914年1月にも人種差別問題についてのストライキが行なわれた。

他方、1913年、黒人鉱夫もいくつかの鉱山でストライキを行なった。騒乱調査を命ぜられた委員会は、黒人鉱夫の主な苦情は「皮膚の色による差別によって昇級の機会がまったく認められていない」ことにあるとの結論であったが、この障害を取り除くための措置は何もとられなかった。

1917年と1920年の間に、生計費（COL）はおよそ50パーセント上昇した。白人の労働組合員はこの上昇に見合った賃金の引上げを交渉することができたが、黒人鉱夫は組合をもたないために、これらの恩恵にあずかることができなかった。1920年、7万1,000人の黒人が賃上げ、住宅地の諸物価値下げ、皮膚の色による差別反対を求めてストライキを行なったが、直ちに警官が呼ばれ、激しい衝突ののちに労働者は賃上げを得ることなく静かに職場へもどって行かなければならなかった。次に黒人鉱夫のストライキが起ったのは25年もたってからであった。

1921年、鉱山での労働様式を現在のものに変えてしまうような事件が起った。その年、白人鉱夫の反乱が起り、戦闘が何日も続き、230人から250人の人々が死に、また多くの建物が破壊された。不景気や失業に根を発したこの反乱によって、皮膚の色による差別は単に鉱山においてばかりでなく、南アフリカ経

済全体にも拡大されることになった。それ以来、白人労働組合と同じような対決が起ることを恐れて、鉱山主は皮ふの色による差別をゆるめようとはしなかった。したがってアフリカ人の運命は鉱山所有者の利潤増大の動機ばかりでなく、白人労働者の利己心や恐怖によっても決定されてきたのであった。

上記の事件はその後50年間の産業界の動向をきめてしまった。この傾向は1946年のアフリカ人鉱夫のストライキによって妨げられたが、そのときのストライキも黒人労働者の無力をまざまざと示したにすぎなかった。アフリカ人鉱山労働者組合は1941年につくられ、賃上げの要求が出されたが実現されたことはなかった。1945年、鉱山の持主によって労働者の糧食が減らされたことによって多くの騒乱やストライキが発生した。騒乱では警官の警棒によって2人が殺され、その他100人ぐらいの重傷者を出した。

1946年アフリカ人鉱夫ストライキ

1946年、アフリカ人鉱山労働者組合（AMWU）は、「労働者に対する適切な食料の即時提供」および「われわれの政府が国連で同意した生活水準の改善のための新しい世界の原則に従って、すべてのアフリカ人鉱夫の最低賃金を1日1ランドに増やす」ことを要求した。しかしこの要求は無視されたため、AMWUは1946年8月にゼネストを呼びかけ、4日間にわたって7万4,000人がそれに参加した。ストライキの指導者は逮捕され、警官がコンパウンドをかこんだ。

それがいくつかの暴動にまで発展し、ある鉱山では鉱夫たちが武力によって地下にまでつめこまれた。9人が殺され、1200人以上の人々が負傷した。ストライキによっても黒人の労働条件には何らの改善もみられなかった。スムツ將軍はストライキについて、「それは合法的な苦情によるものでなく扇動によって行なわれたものであった」と述べた。

このようにして現在の鉱業界の背景ができあがったのであった。強力な白人の労働組合員は直ちに自分たちの物質的安全保障を守ることができるのに、黒人労働者は未組織のまゝにおかれているのである。黒人労働者の労働条件改善の要求はすべて扇動者の仕わざだとして却下される。白人鉱夫の「合法的苦情」

と思われるものによって賃金レベルが上っていく。1973年7月の賃上げでは、月に80ランドから100ランドまでの賃上げが行なわれた。しかし、黒人の場合は、その要求がつねに扇動だとみなされて賃上げが実現したことはない。平均すると月に30ランドで、実質的には50年間変っていない。

現状——過去の発展

A. 現金による賃金

これまで述べてきたように、鉱業の歴史が白人労働者と黒人労働者との賃金格差の増大を如実に物語っている。1889年、その比率は7.5対1であったが、1946年までにはそれが12.7対1となるまでになった。5年後にはその比率が14.7対1となり、1961年には17.0対1となった。1960年代には黒人賃金の再評価が叫ばれたにもかかわらず、1969年までにはその格差は20.1対1までになっていた。

賃金関係のもう1つの面は次の数字でもよくわかる。

1936年には、鉱業界での賃金の31パーセントは現金払いであったが、1969年までにはそれが全収入の28パーセントとなった。同じ期間の黒人の賃金払いは全収入の13.7パーセントから8.9パーセントに下がった。他方、白人労働者の賃金払いは全収入の18.6パーセントから19.4パーセントに上った。

1973年初め、黒人鉱山労働者の最低賃金は25パーセントあがって、平均月給30ランドとなった。³⁾

1973年7月、月に350ランド以上⁴⁾だった白人の賃金はさらに80ランドから100ランド上った。⁵⁾ この賃上げだけでも黒人の現金賃金の3倍にもなる。

これらのはっきりした現金賃金の差別に加え、白人の労働者のみに与えられる恩典からも差別される。たとえば、白人鉱夫は自動的に生計費(COL)手当を受けるが、黒人労働者の場合は、1944年の政府委員会の報告で勧告されたにもかかわらずCOL手当では支払われない。さらに、白人労働者には有給休暇があるが、出かせぎでないごく少数の人をのぞいて、黒人にはそれがない。

黒人鉱夫は年金からも除外されている。

残業手当でも差別的である。白人労働者は基本給の2倍を払われるが、黒人の場合は1.5倍だけである。

B. 物資による賃金

鉱山主が低賃金を弁解するためにしばしば行なう議論は、フリンジ給付が月に25ランドもかかるということである。

これらの給付は次のようなカテゴリーに再分することができる。

1. 食糧：1人1日15セントと推定される。

2. 住宅：鉱山労働者の1パーセントが家族とともに、庭付きの小さなコテージに住んでいる。この住宅費は1960年代に行なわれたある鉱山の推定によると、年に1家族110ランドである。しかし、ほとんどの労働者は1つのコンパウンドに住んでおり、その経費は1960年で1人当たり1交代5セント(26シフトで月に1.30ランド)と推定された。

3. レクリエーション：スポーツ施設はあるが、その金銭的価値を決定することは困難である。

しかし、黒人のためのフリンジ給付を調べるには、白人に与えるものと比較してみなければならない。これらのいくつかは前述の項目と比較されたが、食糧、住宅、レクリエーションについて云えば、白人労働者は黒人よりもよいフリンジ給付を受けている。白人のための給付は以下の通りである。

1. 食糧：多くの鉱山、とくに新しい鉱山には酒保があり、そこでは一般の小売価格の4分の1で食事をとることができる。

2. 住宅：1945年以後に開発されたすべての鉱山は、ほとんどの白人労働者に非常に安い家賃の住宅を提供している。1969年の賃貸料はおよそ月に10ランドから20ランドであった。1945年以後に開発された鉱山の白人労働者に支払われる平均的住宅手当では、年に512ランドで、しかも免税であった。

3. レクリエーション施設：この種のタイプの給付の金銭的価値を推定す

ることは難しいが、白人鉱夫用の施設が黒人用よりもまさっていることは確かである。

このことから、たとえ黒人労働者に支払われる物資による賃金を含めたにしても、1936年から1966年までの賃金格差は10.7対1から15.2対1にまで拡大した。ケープタウン大学で経済学講師をつとめるフランシス・ウィルソン博士によれば、実質的には1969年の黒人鉱夫の賃金は1911年の賃金よりも高くなく、かえって低い可能性もある一方⁶⁾、実質的価値からみると、白人鉱夫の賃金は同じ期間に70パーセントも上昇している。

移入労働

南アフリカの鉱山業は移入労働制度をその基盤としている。鉱業界は毎年42万の黒人を採用する。それを地域別にみると以下の通りとなる。

7 5,0 0 0 人	バンツール族
1 2 0,0 0 0 人	マラウィ人
1 0 0,0 0 0 人	シャンガーン人（モザンビーク）
5,0 0 0 人	スワジ人
2 0,0 0 0 人	ボツワナ人
1 0 0,0 0 0 人	南アフリカ人 ⁷⁾

これらの労働者は单身用コンパウンドに住む。そのいくつかは7,000人も収容できる。1部屋あたりの人数は12人から90人で、（第2次世界大戦前に建てられた）古いコンパウンドにはベッドもない。これらの古いコンパウンドに住む労働者は自分自身でベッドをもってくるか、コンクリートの寝床に寝なければならない。食堂はもちろんない。

1969年、黒人労働者の71パーセントがこれらの古いコンパウンドに住み、新しいコンパウンドに住んでいたのはわずか15パーセントの人々であった。

この生活のもっとも残酷な面は、婦人や家族がこれらの男性と一緒に住めないことである。そのような分離生活の結果については前述した通りである。

利潤と賃金

鉱山主は黒人の低賃金については、賃金は需要と供給によってきまるものであると主張する。黒人労働の供給が需要をはるかに上まわるので、黒人の賃金を低くおさえることができる、というのである。

この議論は、もちろん、利己心、冷淡、残忍を表わす以外の何ものでもない。1972年における全黒人賃金額は9,500万ランドであった。税込利潤額は5億4,800万ランド——1971年より2億1,200万ランド（また63パーセント）多いであった。⁸⁾ 利潤の増加分だけでも黒人に支払われる全賃金の2倍以上であった。

このことが示していることは、鉱山業の状態は、短期的な一時しのぎの手段ではこれらの問題を解決することはできないということである。われわれに云えることは、フランシス・ウィルソン博士が1972年に提案した次の5段階にわたる措置である。

1. 最大許容平均によって課せられている黒人賃金の制限を撤廃すること。（鉱山会議所は平均賃金の上限に関する各鉱山間の非公式合意をとっている）。
2. 一般的な作業量や法的な職種保留制度における皮ふの色による差別を廃止する。
3. 安定した都市労働力の開発に対する法的障害物を取り除く。
4. 労働組合法規を拡大し、黒人鉱夫も参加できるようにする。
5. 南アフリカの教育制度を変えて、白人以外の人々をも差別することのないようにする。

これらの勧告は南アフリカ経済の全産業に容易に適用させることができる。鉱山業の構造は、南アフリカの社会構造のみの反映である。黒人の向上を妨げる白人鉱夫の労働組合の態度は、南アフリカ中の白人労働者の態度を反映した

ものにすぎない。そして黒人賃金の犠牲に立った鉱山主の利潤追及の動機は、南アフリカにおける多くの他の会社や個人の動機の反映である。

したがって、ウェスタン・デープでの最近の事件は、単に鉱山業界ばかりでなく、南アフリカ社会に関与するすべての人々が考えるべきことなのである。そしてそれが単に考えだけにとどまらず、これらの事件の発生の原因であり、しかも今後もそのような事件を引起す可能性のある誤まりを直すべき行動の動機とならなければならない。

3. 農場での囚人労働

南アフリカの囚人労働の利用は、ケープの道路やドックの建設に囚人を働かせた1860年代にまでさかのぼることができる。国家による囚人労働の採用は、ぶどう園の持主が囚人を利用し始めた1889年に始まったが、個人が囚人労働を広く利用するようになったのは、大恐慌後のことであった。南アフリカ・ポンド平価切り下げが1932年に行なわれ、急速な経済成長の時代が続いた。この結果や農場賃金と工業賃金の差が大きくなったことから、農場での労働力不足(1913年の土地法以来めったになかった問題である)が深刻化した。

この安い労働力不足が大きくなるのを防ぐために、1930年に2つの重要な措置がとられた。最初の措置は1913年の土地法を再強化する試みで、第2の措置は1934年に導入された「6ペニー制度」であった。それは服役3か月以内の囚人を農場で働かせ、農場主は1人1日6ペニーを刑務局に収めるというものであった。

1947年、「6ペニー制度」は廃止され、「任意制度」にとって代った。この制度のもとでは、軽犯罪者(すなわち、短期服役者)は希望すれば農場労働者として働き、1日9ペンスを儲けることができる。同じ年、最初の囚人出張刑務所もしくは私設農場刑務所がウェスタン・ケープのベルビルに建設された。農場刑務所制度のもとでは、現地の農場主たちは土地を提供するばかりでなく、刑務所や職員用住宅の建設費も払う。それぞれの農場主が支払う金額に応じて使用できる囚人の数がきまった。農場主は、また、農場までの往復交通費、農

場での監視人の費用も負担するとともに、1人の囚人につき1日15セントから50セント支払わなければならない。刑務所の一般経費は刑務局が支払った。1947年に囚人労働をさらに広く利用するために導入された2つの制度は、第2次世界大戦後の急速な工業成長期間による農場労働不足の解消と低農場賃金の維持のための試みとみることができる。

長期囚人労働

1948年の国民党政府の出現によって、(長期囚人のほとんどを全服役期間労働に利用するという)農場労働制度がさらに発展した。1966年、6,000人の長期囚人を収容する23の私設農場刑務所があった。ウェスタン・ケープには13、イースタン・トランスバールに9つの刑務所があった。こゝでの刑務所では農場主の虐待ぶりが報道され、労働者の希望が少なかった。そしてもう1つの刑務所はオレンジ・フリー州にあった。こゝでは金鉱のため農村地域からの希望者が多かった。

労働のための移動、低賃金や虐待などの制限によって生じた労働不足の解消のために囚人労働を利用することを弁護して、政府が主張していることは、「囚人労働がこの国の経済の不可分の1部となっており、かつそれぞれの囚人が働く権利をもっていることは、すべての者に容認された原則である」ということである。しかし、囚人の数があまりにも多すぎて、すべての囚人を生産に従事させることはできない……他の手段(たとえば、前哨部隊)が求められなければならない。刑務大臣も、また、もし囚人1人当たりにつき支払う15セントの他に、農場主が監視人をつけ、囚人の交通費を負担し、土地や建物を提供しなければならないことを考えれば、囚人労働の経費は実際には安いものではない、と主張した。さらに、囚人は一般に「働く意欲に欠け」、「生産的であるのは1日に6時間ないし7時間だけである。」

囚人労働が他の農場労働に比べて安くないとの主張にもかかわらず、農場主による囚人労働に対する需要は1950年代、1960年代にも続いた。1952年2月、刑務局長はケープのリバーズデイルで、「(農夫は)われわれから労働を欲し

ているが、われわれはそれをすべて供給することはできない。しかし、われわれはこの緊急事態に対処するためにわれわれの権限内でできる最善のことを行なっている」と述べた。1963年、何年にもわたって囚人労働の原則に全面的に反対してきたクラブト農協の農夫たちは、農場刑務所の設置を緊急に要請することに決定した。しかし、農場刑務所の誘致希望名簿には30以上の名がのせられているとの説明を彼らは受けた。

イースタン・トランスバールでは、株主の推定によると、囚人労働を使用する権利は1952年にモルゲン当り2ポンドから3ポンド農場の価値を高めたが、1965年にはウェスタン・ケープで、囚人労働を使用する権利は囚人労働者1人につき1,000ランドと推定されていた。2,000ランドで買った囚人の株は、最近では4,000ランドで売られている。前述の事がらは、「農夫の全経済は南アフリカ人種関係研究所によって（資本経済の減価償却も含めて）1日1人につき40セントと推定される」との計算とともに、囚人労働が他の農場労働に比べて安いということを証明するものである。

犯罪に対する既得利権

最近、経済的、道徳的見地から南アフリカの農場で囚人を労働に使うことに對して批判が出てきている。南アフリカ外の批判が主張していることは、囚人労働の使用は「一般貿易関税協定の公正な競合精神に対する侵害」であって不公平であるというものである。事実1960年代にヘックス・バレー農場刑務所が閉鎖されたが、それはぶどう生産者が囚人労働を使用することによってアメリカ内で不当な競争を行なっているとの批判が海外で起こったからであった。

囚人労働は、また、安い労働を提供することから、他の農場労働の賃金をも安くすることに役立っている。このことや他の労働管理に関する政府の政策のために、農場主は農業部門へより以上の労働力を集めるために賃金を上げる必要はなかったのであった。南アフリカにおける黒人の失業や不完全雇用、農業での極端な低賃金によって、農場で囚人労働が必要だと主張する根拠はほとんどないように思われる。現在黒人に向けられている制限を緩和すれば、農場労働

働者の生産性を大巾に増大させるとともに、賃金や資源の利用もより効果的に市場条件に合ったものとなることができるであろう。

囚人農場の廃止を求めるもっとも納得のいく主張は、囚人農場は農場主に「犯罪に対する既得利権」を与えるということである。「建設に2万5000ポンドもかかった刑務所が空になるのをみることは、いかに彼らが無法をなげくにせよ、現地の農場主にとって苦痛であったであろう。」囚人1人の割当てを受けるために4,000ランド以上も払う農場主にとっては、長期服役囚人の数がへり、囚人労働者も残されなくなることはなかなか喜べないことであろう。

囚人労働には奴隷制度のにおいがたちこめている。このことは囚人や囚人株の価値に関する前述の声明や農場の売買広告「価格23万5000ランド、ブドウ酒醸造所と10人の囚人を含む」をみても明らかである。

囚人労働制度の廃止

刑務大臣の最近の声明をみると、政府は大多数の農民の反対にもかかわらず農場刑務所を閉鎖する可能性が示されている。1971年8月～9月に開かれたカロード代表議会は、「農場刑務所制度」への司法的調査を要求したが、その決議に答えて、大臣は次のように述べた。

「囚人労働がいつかは雇われなくなり、すべての前哨刑務所が閉鎖されることが予測される。」

同じような発言が1972年初めの下院でも刑務大臣から行なわれた。

この声明があってからすでに1年半以上が過ぎた。政府はこれまでの進展状況もしくは2、3年中に全面的廃止をめざして、囚人労働への依存をなくするためにとるべき措置を公表すべきである。

4. 貧困：われわれの懸念と責任

推定によると、都市に住むアフリカ人の79パーセントが貧困決定ライン（PDL）以下の生活、すなわち1月70ランド⁹⁾以下での生活を余ぎなくされている。PDLは6人家庭の最低生計レベルを表わすもので、生活絶対必需品の食糧、衣服、住宅だけをカバーしたものである。

黒人の赤貧と無力状態の原因は何であろうか。

われわれの国では貧困は低賃金の結果であることには間違いない——製造業でアフリカ人労働者に払われる平均賃金は月に60ランドであるが、¹⁰⁾ それに引きかえ、同じ製造業でも白人労働者の月収は352ランドである。

悪循環

南アフリカの黒人は貧困の悪循環を断ち切るためにあらゆる不平等な扱いと闘っている。差別と低い教育、適切な訓練機関の欠如、高い文盲率が低生産性につながっている。雇主は低賃金は低生産のせいであると述べている。低賃金とは、平均的家族が子供たちを学校（アフリカ人児童に対しては無償でも義務教育でもない）へやれないことを意味する。文盲率が高くなれば、生産性が低いままに残り、かくして悪循環が続く。

アフリカ人労働者は、賃金が大巾に増えないかぎりこの悪循環を断ち切ることはできない。アフリカ人が適切に生活し、自分たちの子供を教育できる基本的最低賃金が明記されなければならない。この賃金は、有効最低レベル（EML）として知られるもので、PDLよりも高く、たとえばケープ・タウン地域では週に30.96ランドである。

有効最低レベル

6人家族のPDLは生活のための基本的必需品だけを考慮に入れてきめられ

なものである。1 か月間の PDL 経費を細分すると以下の通りになる。

	ランド
食 糧	52.57
衣 服	12.91
住 宅	10.47
燃料光熱	3.04
交 通	5.86
税 金	0.44
教 育	0.49
ク リ ー ニ ン グ	2.97
医 療	0.69
計	89.44 (週 20.64 ランド)

この生計費には娯楽費や長期的予算項目が含まれていないばかりか、白人の南アフリカ人が必需品とみなしている多くの事項も除外されている。これらの「臨時経費」に対する限られた支出を可能にするために、EML は PDL の 1.5 倍、すなわち月に 134.16 ランド（週に 30.96 ランド）となっている。

われわれの責任

ケープタウン大学の学生は現在労働運動を通して黒人労働者が直面している重大問題や白人としてのわれわれの責任に対して、一般人の注意を喚起させるべく努力している。

われわれは、すべての都市アフリカ人に週 30 ランドの最低賃金を要求する。

われわれは、すべての労働者の労働組合権を要求する。

このような方法によって、アフリカ人は自分たちの状態を改善できるばかりでなく、白人と公平な立場に立ってわが国の繁栄の一助をになうことが可能となるであろう。

労働者の貧困の悪循環を断ち切ることは、白人の南アフリカ人として、また

黒人労働者の雇主としてのわれわれの権限のなかにあるのである。

そしてそうすることがわれわれの責任なのである。

- 1) Government Notice N. 74, appearing in the Government Gazette of 29 March 1968.
- 2) John Kane-Berman, "Migratory Labour", Spro-Cas Background Paper NO. 3 of 1972.
- 3) Financial Mail, Johannesburg, 15 June 1973
- 4) 1970 Mine Statistics, published by the South African Department of Mines.
- 5) Financial Mail, Johannesburg, 6 July 1973.
- 6) Financial Mail, Johannesburg, 10 May 1968.
- 7) Financial Mail, Johannesburg, 17 November 1972.
- 8) Financial Mail, Johannesburg, 9 February 1973.
- 9) 1973 Survey of Race Relations in South Africa (South African Institute of Race Relations, Johannesburg, 1974, p. 233)
- 10) Ibid., p.269

南アフリカ鉱山におけるアフリカ人労働者

南アフリカ鉱山におけるアフリカ人労働者

A. ポクロフスキー

1. はじめに	80
2. 鉱山労働者の採用	82
3. 労働者の常時回転	84
4. コンパウンドでのアフリカ人管理	85
5. アフリカ人の職業分類	86
6. 賃金における差別	87
7. 最低基準の訓練	89
8. 健康への害	90
9. アパルトヘイトは続く	91

注： 1966年10月26日の総会決議2144（XXI）によってアパルトヘイト部が国連事務局内に設置された。この部はアパルトヘイト特別委員会との協議のもとに、アパルトヘイト政策の害悪を世界中の人々に知らせることに専念する。アパルトヘイト部の任務の1つは、アパルトヘイトのいろいろな問題やその撤廃のための国際的活動について研究や論文を作成することである。

こゝに収めた文書はソビエトのモスクワにあるアフリカ問題研究所のA・ポクロフスキー氏の論文である。同論文は、1973年9月11日のカールトンビルのウェスターン・ディープ・レベル鉱山で警官によるアフリカ人労働者に対する発砲事件が起る前に書かれたものである。

1. は　じ　め　に

南アフリカ共和国は各種農業、大規模な鉱山業、力強く躍進を続ける製造業をもった高度に発展した経済国である。この、まったく反論の余地のない事実を考えると、南アフリカの鉱山、工場、運輸通信施設、発電所、農場——一言で云えば南アフリカのすべての基本的な富——は、すべて外国人もしくは外国企業の手の中にあって、黒人の原住民労働によって確立されたものであることを想起しなければならない。事実、黒人は常に南アフリカ経済のあらゆる部門において労働力の大部分を占めてきたのであった。

アフリカ人労働の比率は鉱山業ではとくに高い。南アフリカ経済の他の部門のように、鉱山での労働力も2つのグループに分けることができる。1つは比較的小きなグループで主要専門家からなる。他は巨大な未熟練のアフリカ人労働者の大群である。南アフリカ全体としては、白人は全被雇用者の5分の1を占めているが、鉱山業においては白人対アフリカ人の比率は1対9もしくは1対9.5である。したがって、1970年を例にとると、南アフリカの鉱山で働いていた65万7000人のうち、6万3000人が白人で、残りの59万4000人は黒人（ほとんどがアフリカ人）であった。¹⁾

南アフリカの鉱山の持主にとって、いかにして安い労働力を必要なだけ確保するか、ということが大きな課題であった。南アフリカ共和国政府は、今世紀の初め、原住民の土地を奪取して以来この問題の解決に直接関与するようになった。1913年、政府は原住民土地法²⁾を通過させた。これは、アフリカ人にリザーブ（保留指定地）の範囲内における土地の所有と経済活動とを許したものであった。そのような制限は原住民に対するはなはだしい権利の侵害であった。なぜならば、この土地法やその後の規則によってリザーブに指定された全土地面積は、全国土の13パーセントにすぎなかったからである。過去10年間に、人種主義政権はリザーブをバンツースタン「母国」（バンツースタン）に変え始めてきたが、南アフリカ共和国の全人口の5分の4を占める全アフリカ人の母国となるバンツースタンの土地面積は増えることはなかった。

しかし、1913年の法律の基本的目的は、人工的な土地飢饉を作り出すことに

よって黒人から生活の手段を奪いとり、その労働を売らせるように仕向けることであった。アフリカ人はリザーブまたはバンツースタンでゆっくりと死んでゆくか、白人企業に労働を提供して企業がきめる賃金を受けとるかはいずれかを選ばなければならなかった。飢餓による死から自分自身を救うためには、町や鉱山、農場へと出かけて行かなければならない。

原住民に労働を売らせると同じ目的が税制にもみられる。それは、大昔から自給農業に従事してきたアフリカ人に現金による賃金を求めざるをえなくするものである。

南アフリカ共和国に住むアフリカ人は、自ら進んで鉱山で働くことはごくまれである。というのは鉱山での労働条件が過酷であるばかりでなく、賃金は非常に低く、しかも長期にわたって家族と離れて生活しなければならないからである。彼らが進んで町へ出かけてゆくのは、いつかは郊外のスラム街に家族と一緒に住みたいと考えるからで、しかも製造会社の方が比較的高い賃金を払うからである。

労働の移動を管理し、また安い労働を大量に必要とする経済部門に原住民をつかせるために、南アフリカ当局はパス制度を彼らに課している。これはリザーブを出たアフリカ人の行動をすべて規制するものである。南アフリカ当局の政策によって原住民が個々に職を探すことが非常に難しいために、原住民のほとんどは政府の採用機関が提供する仕事につくか、全国に事務所をもつ鉱山所有者の採用組織と契約を結ばなければならない。

これらの事実は、南アフリカ鉱山でのアフリカ人採用はあきらかに強制労働だとの主張を正当化するものである。ソビエトの著名なアフリカ問題の専門家、I. I. ポテキンはこの点について以下のように述べている。

「鉱山業におけるバンツース族の雇用は強制労働である……それが強制労働であることの第1の理由は、労働市場におけるそのような労働力の存在は、ブルジョア社会の経済法によるのではなく、土地の取り上げやバンツース族にヨーロッパ系の企業に労働を売らせる複雑な行政措置によるものであるからである。第2に、労働の買手と売手の関係が必要と供給の市場法則によってではなく、国家当局による行政干渉によって規制されているからである。」³⁾

2. 鉱山労働者の採用

南アフリカの独占的企業である鉱山に労働を供給する取決めは、中央集権化した基礎のうえに行なわれている。それは主に2つの大きな採用会社から組織され、これらの会社は南アフリカばかりでなく国外からもアフリカ人を募集する。これらの会社は、南アフリカ鉱山会議所の直接管理下におかれる民間組織である。1つは「原住民採用公団」で、南アフリカ共和国と隣国のレソト、ボツワナ、スワジランドで募集する。会社はよく完備された採用手段をもち、南アフリカのバンツースタンやリザーブをはじめ前述の国々の全土に広がる数多くの支店や別の会社を通して募集活動を行なう。

南アフリカでは、鉱山労働者の大多数は、トランスカイからくる。この南アフリカ最大のリザーブが白人企業に労働を供給してきた役割は、それがバンツースタンの地位をえたときにも変らなかった。1969年だけでも17万4000人がそこで採用され、そのほとんどが金鉱や炭鉱で働くことになった。⁴⁾

レソトからの移入労働者は、南アフリカの鉱山に大量の安い労働を供給するという重要な役割を果たしている。一般にレソトの心身共に健全な全男子人口の40パーセント以上が国外に住み、各種の資格で南アフリカの鉱山や農場で働いている。たとえば、1970年、9万7200人のバストの男性が鉱山で働くために雇われたが、彼らは有能かつ精力的な労働者としての評判をえている。⁵⁾

そして、自国のリザーブやアフリカ南部の前イギリス保護領に加え、南アフリカは自国の産業、とくに鉱山業のために自国の北方に位置するローデシア、マラウィ、モザンビーク、アンゴラなどからもアフリカ人労働の供給を受けている。南アフリカの鉱山で働くアフリカ人の採用や採用者を作業場へつれてゆくことは、鉱山所有者の別の採用組織、「ウィットワターズランド原住民労働協会」によって行なわれる。募集活動にあたっては、この協会の方が原住民採用公団よりも広い手段をもっている。

前述した国々のうち、モザンビークが南アフリカに最大の鉱山労働者を提供している。このポルトガル領植民地での原住民の採用条件は、モザンビーク条約（最初の条約は1909年に結ばれた）に規定されている。これらの条約は定期

的にポルトガルと南アフリカによって更新され、募集人数、契約条件、鉱山での就労期間などを規定している。戦後の募集人数は10万人で、契約期間は12か月（さらに6か月の延長可）である。

ポルトガル政府はモザンビークの原住民労働者を輸出収益源として南アフリカ鉱山に売るのである。鉱山主は採用された1人につき34シリングをその植民地当局に支払う。さらに、採用された労働者自身も鉱山で働くために10シリングを払わなければならない。また、その採用はポルトガル当局による現地人の税金の徴収にも役立つ。モザンビークで採用されたアフリカ人は、鉱山で働く期間中、賃金の半分だけを受取る。残りの半分は鉱山会社から直接南アフリカ駐在のモザンビーク特別代表に送られ、税金を引かれる。税金を引かれた賃金は自国へ帰ってから渡されることになっている。国連経済社会理事会がアフリカ南部の国々における労働組合権の侵害を調べるために設置したアドホク専門家作業グループのメンバーがきいた証言によると、モザンビークからの移入者が南アフリカの鉱山で1年間働いて貯蓄できる金は、10ないし20スターリングポンドだけである。⁶⁾

つまり、モザンビークにおけるアフリカ人の採用は、奴隷貿易時代の奴隷売買と何ら変わらないのである。採用された労働者は部族の酋長や現地の白人行政官の監督のもとにおかれる。これらの人々がウィットワターズランド原住民労働協会に各種の指針を提供する。証人の言葉によると、労働者の95パーセントは力で採用された人々である。⁷⁾

国外から南アフリカの鉱山に働きにくるアフリカ人の比率は常にふえており、現在ではすでに全未熟練鉱夫の60パーセント以上を占めている。鉱山主にとってはアフリカの遠い地からいろいろの理由で連れてこられた人々の方が、南アフリカ国内で採用された人々よりも都合がいい。鉱山会議所の意見によると、熱帯地方からきた労働者の利点は、彼らは一時的な外国人労働者として働いているため、伝統的な南アフリカ人鉱夫の地位の変更を要求することはできないことである。鉱山主によると、そのような労働者は要求もなく従順で、よく命令に従う。彼らは南アフリカのリザーブの住民に比べて鉱山から逃げ出すこともほとんどない。

3.労働者の常時回転

鉱山でのアフリカ人の作業内容は契約によってきめられる。平均的な契約期間は9か月から12か月で、契約期間がすぎるとその鉱夫は家へ帰り、別のアフリカ人の臨時労働者がその職につく。その結果、1年半または長くて2年ごとに、すべての非熟練労働者が完全に交替してしまう。そしてこれら非熟練労働者は鉱山での全雇用者の90パーセントを占めている。したがって、アフリカ人労働者をつねに鉱山に供給すること、これが鉱山経営の基本的条件の1つとなっている。

経済的見地からみるとこの労働者の常時回転はまったくの浪費である。事実、短期間に全然仕事の経験のない新しい労働者を定期的に変えていくことを社会の生産的力、すなわち労働力の浪費ということ以外にどのように述べる事ができようか。

バンツー地域の社会経済開発の研究を行なった政府の委員会が集めたデータによると、60才まで働き続ける南アフリカの移入アフリカ人労働者は、その間8回以上も働く場所を変えるばかりでなく、仕事の内容も5回ほど変える。しかし、40才か45才までに肉体的に働けなくなるときは、彼は働き場所を7回かえ、専門を4回変えることができる。⁸⁾

もしアフリカ人鉱夫が一度鉱山で働き何年か後に再び鉱山で働くことになった場合でも、前回の経験は一般に経験とは認められず、新たに経験をつまなければならない。このために再教育のため、余分な経費がかかるばかりでなく、すでに短い契約期間がさらに短くなり、そしてもっとも重要なことであるが——アフリカ人労働者の低生産性の原因の1つとなっているのである。この低生産性は搾取の増大によっても上げられるものではない。

このこと以外にも、採用手段の維持や採用者の作業場までの輸送にも高い費用が必要である。

しかし、トランスバールでの金鉱が発見されて以来何10年もの間、鉱山主たちは労働者が常に回転することを望んできた。それはすでに述べた短所その他にもかかわらず、この制度は多くの利点をもあわせもっているからである。たとえば、2、3の例をあげてみるならば比較的短期間の労働力を雇うことによ

って、労働者の健康回復——1年間の鉱山での労働によっていちじるしく悪化する——のための経費を節約できるばかりでなく、有給休暇や働くことができなくなった場合の年金などの支払いも節約することができるのである。

しかし、鉱山の持主にとって労働者の常時回転の主な利点は、この制度——および鉱山労働者が働くための条件——は、アフリカ人労働者の間に階級意識が目ざめるのを阻止するという事実である。その制度は実際的にアフリカ人が鉱山で組織をつくったり、自分たちの権利のために闘うことを不可能にしているのである。

鉱山で働くアフリカ人の大多数は、農村地域、すなわチリザーブや部族の居住地から輸送されてきた。彼らの国籍や種族は100以上にも分かれ、言葉も50以上の言葉や方言を話す。彼らのほとんどが文盲である。鉱山労働者のほとんどはいかなる教育も受けておらず、たとえ学校へ行った人でも初等教育だけである。アフリカ人鉱夫のうち英語もしくはアフリカーンス語を話せるのはわずか5パーセントにみえない人々である。⁹⁾

鉱山会社の政策は、アフリカ人鉱夫を完全な無知のまゝにしておき、アフリカ人居住地区や南アフリカの大きな住区にくすぶっている事態からできるだけ隔離しておくことを目的としている。鉱山での全アフリカ人鉱夫の生活は、すべてその目的に都合のよいようにきめられているのである。

4. コンパウンドでのアフリカ人管理

採用されたアフリカ人鉱山労働者は、特殊キャンプまたはコンパウンドという所に住む。これは高い壁もしくは鉄条網でかこまれ、外界と隔離され、どうみても、特別の種類の商品、すなわち労働力という名の商品をしまう倉庫である。バラック建のような宿舎が鉱山労働者の生活にあてがわれ、そこでは何列にも並べられたコンクリートの板の上に寝る。1部屋に大体20人から40人の人がおしこまれる。コンパウンドでの生活は、絶えず監督や特別のコンパウンド警察の監視を受け、多数の指示や手続きによって規律される。当然コンパウンドの住民間の相互スパイや情報の交換が広く奨励されている。

アフリカ人はマネジャーの許可なくしてそのコンパウンドを去ることはできない。その規則の違反者は脱走と同等の扱いを受け、法によってきびしく罰せられる。というのは、原住民労働法は、アフリカ人が契約がきれる前に自己の自由意志で作業場を離れることは犯罪であると規定しているからである。行政官が行為が模範的だと考える鉱山労働者に対してのみ、週に1回そのコンパウンドから出てゆく許可が与えられる。

ダイヤモンド鉱山で採用されている閉鎖的なコンパウンド制度は、とくに悪名高い。この制度のもとでは、アフリカ人は契約期間1歩もコンパウンドの外へ出ることができない。鉱山への入口はコンパウンドの建物の中かその建物の2, 3ヤード離れたところに設けられている。その状態は刑務所の状態と何ら変るところのないものである。

5. アフリカ人の職業分類

新規採用者が鉱山に到着すると、どの仕事に向いているかをきめるためのテストが行なわれる。これらのテストの結果に従って、アフリカ人は次のようなカテゴリーに分類される。

- a) ある程度の技能をもつことができる人
- b) 未熟練労働者
- c) 監督

ウィットワターズランド地区の11の金山を調べた結果によると、アフリカ人鉱夫の作業は以下のような比率になっている。

20～25パーセント： ある程度の技術を要する仕事（しかし、しばしば皮ふの色による差別に関する法律に違反する）。

60～65パーセント： 未熟練職

10～12パーセント： 監督¹⁰⁾

つまり、アフリカ人は鉱山で50種以上の仕事についている。採鉱——鉱山で

の基本的仕事——には半熟練工が必要である。アフリカ人の多くはこのために使用されている。この仕事の主要部分——掘削——は現在ではすべてアフリカ人によって行なわれている。鉱石の荷積みや運搬のような作業にも原住民が使用されている。アフリカ人は、また、小道具の設定、鉱石車の運転、道路の建設やパイプのふ設、通風装置の設置、機械巻き上げ機の操業、その他のような半熟練作業にも従事している。彼らが行なう半熟練作業はつねに増えてきている。

いかなるものであれ鉱山でアフリカ人が行なう作業は白人の主人、監督および労働者から命令され、管理される。それぞれのタイプの作業には、アフリカ人の数と彼らを管理する白人との数の比率がはっきりときめられている。

多数のアフリカ人労働者を管理するために、白人の監督または専門家はアフリカ人助手または「ボス・ボーイ」と呼ばれる人を採用する。「ボス・ボーイ」の地位は最高のもので、すべてのアフリカ人が希望する地位である。鉱山では厳しい皮ふの色による差別が存在することから、アフリカ人はそれ以上の階段をのぼることはできない。

1911年、1926年の法律によって鉱山業で強化された人種差別は、南アフリカの生活のすべてに浸透している人種差別を労働部門まで拡大したことを意味している。南アフリカ政府と白人の労働組合（とくに南アフリカ鉱山労働者組合）は、あらゆる方法を通していわゆる文明化された労働政策を実行に移し、また奨励している。この政策は白人労働者と黒人労働者の作業内容や賃金をはっきりと区別することを重視したものである。この政策に従って、白人労働者だけが熟練職につくことが許され、「白人」式の生活を送るに足る賃金を受けるのである。

6. 賃金における差別

鉱山業では、白人労働者と黒人労働者の賃金の格差はとくに大きい。1970年のアフリカ人鉱夫の平均賃金は月に19ランドであった。これは白人鉱夫の平均月収の5.6パーセントにすぎない。たとえ、鉱山での仕事でアフリカ人に無料

で配られる食糧のことを考えてみたにしても、彼らの賃金は白人労働者に払われる賃金の15分の1なのである。

南アフリカの黒人鉱夫のこの驚くべき低賃金は、常に世界世論の批判的となっている。その結果、「自由主義者」との評判をえたい2、3の鉱山主は、何回かアフリカ人労働者の賃金を上げてきた。しかし一般にはそのような増加もとるにたらぬほどで、インフレーションによる生計費の上昇にはとうてい見合うものではない。

昨年の末、南アフリカ最大の鉱山独占企業の1つ——ヨハネスブルグ合併投資会社——は、5万人のアフリカ人に対して30パーセントの賃上げを行なったと発表した。それにもかかわらず、独占企業で働くアフリカ人鉱夫の賃金は、飢餓とにならない程度の賃金である。彼らの平均月収は9ポンドから12ポンドちょっとであるにもかかわらず、白人鉱夫の平均月収は200ポンドなのである。¹¹⁾

鉱山主はアフリカ人向きの職種を拡大しようとしたり、またアフリカ人の熟練職につくことを禁じた皮ふの色による差別法にも反対さえもするようになった。さらに、アフリカ人に多くの仕事をさせることによって、彼らは実際にはこれらの法律を破っているのである。

鉱山主が皮ふの色による差別に反対しているのは、彼らがアフリカ人に対する不正を正したり、原住民に白人と同じ権利を与えたいからだと考えるのは誤りである。企業の主要関心事は、云うまでもなく、利潤を上げることである。現在、ヨーロッパ人に支払われる賃金は鉱業生産経費の大部分を占めている。戦後は全予算の3分の1を占めている。鉱山主は、アフリカ人も白人並みの仕事を十分にやれるが、白人に対するよりも少ない賃金ですむということをよく認識している。その結果、白人労働者の代りにアフリカ人労働者を使えば、企業がかなりの「貯蓄」を行なうことができるようになる。

鉱山主とその行政、技術要員は、比較的短い契約期間にできるだけ多くの仕事をアフリカ人にさせるよう努める。鉱山での全アフリカ人労働がその目的のために捧げられているのである。

7. 最低基準の訓練

鉱山に入る労働者の教育期間は、最低限度のものである。地下で働く各種カテゴリーのアフリカ人労働者の全訓練期間は、平均して以下の通りである。

未熟練労働者	4～6日
半熟練労働者	4～9日
アフリカ人監督	1～8日 ¹²⁾

この数字からも分るように、全企業主は訓練をできるだけ早くすませて仕事につかせることに腐心している。そして鉱夫は何か月もの間、毎日毎日、体をすりへらしてゆくのである。

最近南アフリカ鉱山での仕事の量がふえてきている。鉱山研究所提供の数字によると、全鉱山では1938年に5,380万トンの金鉱石が採掘された。その年の労働者の数（アフリカ人および白人）は35万5,000人であったから、各労働者は152トンの金鉱石を採掘したことになる。1965年まで、金鉱石の生産量は8,000万トンとなり、他方労働者数も41万1,500人にふえた。したがって、1965年には金鉱山では各労働者が194トン、すなわち戦前に比べて27パーセント多くの鉱石を採掘したことになる。¹³⁾その後、その数字はさらに上昇している。

アフリカ人の作業量は、毎日の割当量の増大、監督の利用増大、鉱夫の労働時間の管理強化、請負仕事の導入などによって大巾に増えた。もちろん、過去10年間に鉱山の機械化が発達した。それにもかかわらず、鉱山の所有者はできるだけ鉱山の機械化を控えて、低賃金の肉体労働を大量に使うことを好むのである。

リザーブからきたアフリカ人は、しばしば鉱山での作業経験がなく、4日から9日までの教育期間中に仕事の安全性について上べだけの知識をえる。さらに、労働量の増大によって鉱夫は体力を消耗させてしまう結果、注意力が散まるとなる。これらの要素が鉱山での事故の増大につながる。南アフリカの鉱山は世界でも最大の事故死が発生する鉱山の1つである。事故死をするのはほとんどアフリカ人鉱夫で、平均すると南アフリカの鉱山で毎年800人の鉱夫が死

んでいる。¹⁴⁾

8.健康への害

鉱山企業は利益の追求に急なあまり安全措置を倏約する。その結果、地下作業は完全に耐えきれないような状態のもとで行なわれ、たとえば、オレンジ自由州のコールブルック近くのクライデスताल鉱山では、1960年に大事故が発生して430人のアフリカ人と6人の白人がその犠牲となった。それ以外にも毎年小規模な事故が続いている。

しかし、鉱夫の不慮の死を招くのは事故のみではなく、それ以上の人々は病気によって死亡する。肉体的消耗で弱まったアフリカ人は地上での突然の気温の変化のために致命的な影響を受け、肺炎にかかりやすい。そしてそのような病気からの死亡率は非常に高いのである。

鉱山労働者のほとんどは職業病にかかっているため、鉱夫の就労年数は他の産業に比べてかなり短い。これらの職業病の最悪のものは、肺に微細な石英塵が蓄積されることから起る珪石病である。この珪石病で死ぬアフリカ人が事故で死ぬ人よりもはるかに多いのである。しかし、珪石症による死亡率は鉱業統計にはあらわれてこない。というのはこの病気の徴候が少しでも現われると、本人は直ちに病院へ送られ、検査を受けさせられ、少しでもこの病気の疑いがあれば直ちに解雇されてリザーブへ送り帰されるか、さもなければ仕事に戻され、1、2年のうちに死ぬのである。珪石症に苦しむアフリカ人が家へ帰る前に貰うのは、わずかばかりの一時金である。

鉱山主は、アフリカ人を残酷に搾取することに加え、アフリカ人が労働条件の改善を求めて闘う機会をあらゆる手段を通して剥奪しようとする。そうするときの鉱山主たちは政府の支持に頼る。そして政府の法律は原住民の奴隷の立場を恒久化しているのである。

南アフリカ共和国における労働立法は、アフリカ人労働者が「被雇用労働」のカテゴリーに入らないように作成されており、そのため企業と労働者との労働争議の解決を規制する産業調停法¹⁵⁾の適用も受けない。その結果、アフリカ人

は集団的契約を結ぶ権利をもたないばかりか、雇用者と交渉し、事態の改善を目指したストライキを行なう権利ももたない。たとえ組合をつくったとしても、それは企業側には認められないのである。

9. アパルトヘイトは続く

南アフリカ鉱山での事態の改善は、南アフリカ共和国の国内政治事情を総合的に変えないかぎり不可能である。このために必要な条件は、現在権力の座にある人種主義政権を廃止すること、あらゆる差別的法律の廃止、白人以外の人人にも白人と同等の政治的、市民的権利を与えることである。

人間を憎むアパルトヘイト政策と闘うことは、南アフリカ共和国だけの被抑圧人民が解決すべき仕事ではない。アパルトヘイトは、アフリカの独立諸国にとっても脅威である。なぜならば、その侵略的性格のため、アパルトヘイトは主権そのものを脅やかすからである。また思い出さなければならないことは、人種的法律が隣国から移入して、南アフリカの鉱山や工場、農場で搾取されている何10万ものアフリカ人労働者にも全面的に適用されることである。

したがって南アフリカ共和国における人種主義者やローデシア、ポルトガルの同盟者に対する闘いは、アフリカ大陸のすべての独立国家の行なうべき大義である。すべての進歩的な人々の同情と支持は、アフリカ南部の自由の闘士の側に与えられている。

- 1) Republic of South Africa, Bulletin of Statistics, quarter ending March 1972, p.16
- 2) Now called Bantu Land Act, No.27 of 1913
- 3) I.I. Potekhin: Formirovaniye natsionalnoy obshchnosti yuzhnoafrikanskikh bantu ("The Formation of the National Community of the South African Bantu") (Moscow, 1955), p.138
- 4) Leslie Rubin: Bantustan Policy: a Fantasy and a Fraud, Unit on Apartheid Notes and Documents No. 12/71.
- 5) United States Department of Commerce, Overseas Business Reports, Washington, OBR 72-030, July 1972
- 6) See E/4953
- 7) Ibid.
- 8) Summary of the Report of the Commission for Socio-Economic Development of the Bantu Areas within the Union of South Africa (Pretoria, 1955), p.95
- 9) South African Mining and Engineering Journal, Vol.LXIII, part 2, Nos.3118 at p.427 and 3112 at p.167.
- 10) Journal of the South African Institute of Mining and Metallurgy, Vol.61, No. 4 at p.208.
- 11) The African Communist, No.52 of 1973, pp.18-19
- 12) Journal of the South African Institute of Mining and Metallurgy, Vol.61, No.4 at p.213
- 13) Calculation based on statistics provided in The South African Institute of Economics, 1939 and 1966
- 14) Sechaba, Vol.6, No.6, London
- 15) Act. No.11 of 1924, as amended.

昭和49年11月10日発行

発行者 国際連合広報センター

(〒100) 東京都千代田区大手町 2-2-1

新大手町ビル450号

電話 (03) 211-1026/9